

国際特許分類

(2018年バージョン) (仮訳)

指針

日本国特許庁

国際特許分類 (IPC)

(2018年バージョン)

指針

I. まえがき

IPCの目的 ; IPCの歴史 ; IPCのリフォーム ; IPC利用の手引き

1 1975年10月7日に発効した、1971年の国際特許分類に関するストラスブール協定は、公開特許公報を含む特許、発明者証、実用新案及び実用証（以下“特許文献”と呼ぶ）のための共通の分類を規定している。本協定の第1条では、特別（IPC）同盟が形成されている。国際特許分類は以下“特許分類”又は“IPC”と呼ぶ。

2 IPCは、英語とフランス語で作成されており、両方とも同等に正式のものである。ストラスブール協定第3条第（2）項に従って、IPCの公定訳文は他言語でも作成される。

3 インターネット版IPCは公式のIPCであり、WIPOのIPCウェブサイト (www.wipo.int/classifications/ipc/) で閲覧可能である。そこには、現在有効な英語とフランス語の版／バージョンのIPC全文の他に、IPCの過去の各版／バージョンが掲載されている。

4 ストラスブール協定第4条第（5）項に従えば、“国際特許分類”の略称である“Int.Cl.”は、IPCに従って分類されて発行される特許文献における分類記号の前に置かれることが決定されている。これらの記号の表記に関するより詳細な規定は、後述のXII章にある。

5 [削除]

IPCの目的

6 IPCは、特許文献の国際的に統一した分類を得るための手段であり、特許出願中の技術開示について、新規性、進歩性又は非自明性を評価する（技術的進歩及び有効な結果又は有用性の評価を含む）ために、知的財産庁や他の利用者が特許文献を検索するための有効なサーチツールの確立を第一の目的としている。

7 さらにIPCは、次のような重要な目的をもつ。

- (a) 特許文献に含まれている技術及び権利情報へ容易にアクセスするための特許文献の秩序立った整理のための道具となること。
- (b) 特許情報のすべての利用者に情報を選択的に普及させるための基礎となること。
- (c) ある技術分野における技術の状況を調査するための基礎となること。
- (d) 種々の分野における技術の発展をも評価できる工業所有権についての統計を作成するための基礎となること。

IPCの歴史

8 IPCの初版のテキストは、“1954年の特許の国際分類に関する欧州条約（the European Convention on the International Classification of Patents for Invention of 1954）”に基づいて作成された。1968年9月1日に公表された“発明のための特許に関する国際（欧州）分類（the International（European） Classification of Patents for Invention）”は、1971年3月24日のストラスブール協定の署名以後、IPCの初版と見なされた。

9 IPCはその体系を改良し技術の進歩に対応するために定期的に改正されている。

- 10 IPCの初版の有効期間は1968年9月1日から1974年6月30日、
- － 第2版は1974年7月1日から1979年12月31日、
 - － 第3版は1980年1月1日から1984年12月31日、
 - － 第4版は1985年1月1日から1989年12月31日、
 - － 第5版は1990年1月1日から1994年12月31日、
 - － 第6版は1995年1月1日から1999年12月31日、
 - － 第7版は2000年1月1日から2005年12月31日であった。

10の2 IPCリフォームの結果（後述の11項～13項を参照）、2006年1月1日から2010年12月31日までの間に有効であった版において、IPCはコアレベルとアドバンストレベルに分割されていた。コアレベルの各版にはその版の発効年が表示されていた。IPC-2006の有効期間は2006年1月1日から2008年12月31日までであり、IPC-2009は2009年1月1日に発効した。アドバンストレベルIPCの新しいバージョンは、例えばIPC-2008.01のように、そのバージョンが発効した年と月によって示されていた。2011年1月1日以降は、コアレベルとアドバンストレベルへのIPCの分割が廃止され、IPCの新バージョンごとにそれが発効した年と月が、例えばIPC-2011.01のように表示される。

IPCのリフォーム

11 IPCは、主に紙ベースの情報ツールとして設計され、長年にわたり発展してきた。IPCの電子環境における効率的かつ効果的な利用を確かなものとするために、IPCの構造並びにその改正方法及び適用方法の修正が必要であった。

12 この理由により、1999年、IPC同盟の加盟国は、IPCリフォームの開始と、分類改正と平行してリフォームに伴う変更を詳細に検討する改正移行期間の導入を決定した。改正移行期間は、1999年に開始され、2005年にはリフォームの基本期間が完了した。

13 リフォームの結果、IPCにおいて主に以下のような修正がなされた。

- (a) 異なる形態の利用者のニーズをより満足させるために、IPCを、コアレベルとアドバンストレベルに分割した。
- (b) コアレベル及びアドバンストレベルには、それぞれ異なる改正方法を導入した。すなわち、コアレベルは3年ごとに改正し、アドバンストレベルは随時改正する。
- (c) IPCを改正する場合、コアレベル及びアドバンストレベルの改正に従って特許文献を再分類する。
- (d) 定義、化学構造式、イラスト、情報参照といった、分類項目を表示したり、それらをより詳細に説明したりする追加データを、IPCの電子階層に導入した。
- (e) 分類の一般的な原則及び分類規則を再検討し、適宜改正した。

14 しかしながら、異なる改正手続きと発行サイクルをもつ2つの独立したレベルを維持する複雑さを考慮して、IPC同盟は2009年に、IPCの別々のレベルの発行を停止することを決定した。コアレベル利用者の必要性を満足させるために、これらの利用者はIPCのメイングループを用いて（後述の22項を参照）自己が発行する特許文献を分類することができることが決定された。

IPC利用の手引き

15 本指針は、特許文献の分類や検索をする目的でIPCをどのように利用すべきかを、簡潔な用語と例を用いて記そうとするものである。IPCの利用の手引きとして、さらにWIPOのIPCウェブサイト（www.wipo.int/calssifications/ipc/）で以下のものが提供される。

- (a) 定義、化学式、イラストを含む IPC 中の補足的な情報（後述の 44 項～51 項を参照）
- (b) IPC のキャッチワードインデックス。これは、英語、フランス語及び他の言語でも作成されてきた。
- (c) 改正により主題事項が IPC の異なる分類箇所へどのように移されたかについての情報を与えるリビジョン・コンコーダンス・リスト（Revision Concordance List）。
- (d) [削除]

16 [削除]

17 IPC 分類表の印刷版は、WIPO の IPC ウェブサイトから利用可能な PDF ファイルを用いて作成できる。

18 IPC に関する問い合わせ先は以下の通りである：

World Intellectual Property Organization (WIPO)
34, chemin des Colombettes
CH-1211 Geneva 20 (Switzerland)
E-mail: ipc.mail@wipo.int

II. 分類記号のレイアウト

セクション；クラス；サブクラス；グループ；完全分類記号

セクション

19 IPCは、特許の分野に相当であると認められる全知識体系を8つのセクションに分けて表現している。セクションは、IPC階層の中で最も高い階層にあるものである。

- (a) **セクション記号**—各セクションは大文字 A から H のうちの 1 つで表示される。
- (b) **セクションタイトル**—セクションタイトルはそのセクションの内容をごく大まかに指示するものとしている。8つのセクションは次のとおりタイトルが付けられている。
- A 生活必需品
 - B 処理操作；運輸
 - C 化学；冶金
 - D 繊維；紙
 - E 固定構造物
 - F 機械工学；照明；加熱；武器；爆破
 - G 物理学
 - H 電気
- (c) [削除]
- (d) **サブセクション**—各セクション内で、情報的な見出しがサブセクションを形成することがある。サブセクションは分類記号のないタイトルである。
- 例: セクション A（生活必需品）には、次のサブセクションが含まれる。
 農業
 食料品；たばこ
 個人用品または家庭用品
 健康；人命救助；娯楽

クラス

20 各セクションは、クラスに細分化される。クラスは、IPC の第 2 階層である。

- (a) **クラス記号**—各クラス記号は、セクション記号にさらに 2 つの数字を付けたものから成る。
- 例: H01
- (b) **クラスタイトル**—クラスタイトルは、クラスの内容を指示する。
- 例: H01 基本的電気素子
- (c) **クラス内の索引**—クラスによっては、そのクラスの内容を包括的にみるための単なる情報的な要約としての索引を有している。

サブクラス

21 各クラスは 1 以上のサブクラスを含む。サブクラスは、IPC の第 3 階層である。

- (a) **サブクラス記号**—各サブクラス記号は、クラス記号にさらに 1 つの大文字を付けたものから成る。
- 例: H01S
- (b) **サブクラスタイトル**—サブクラスタイトルは、サブクラスの内容をできるだけ精確に指示する。
- 例: H01S 誘導放出を用いた装置

- (c) **サブクラス内の索引**—多くのサブクラスは、サブクラスの内容を包括的にみるための単なる情報的な要約としての索引を有している。
- (d) **見出し**—あるサブクラスの大部分が、共通する主題事項に関連している場合、当該箇所の冒頭に、その主題事項を指示する見出しを設けることがある。

グループ

22 各サブクラスは、“グループ”と称する細展開項目に展開される。“グループ”はメイングループ（すなわち IPC の第 4 階層）又はサブグループ（すなわち IPC のメイングループ階層に属している階層的により下位のレベル）である。

- (a) **グループ記号**—各グループ記号は、サブクラス記号に 1 本の斜線によって 2 つに区分された数字を付けたものからなる。
- (b) **メイングループ記号**—各メイングループ記号は、サブクラス記号に続く 1 つから 3 つの数字、斜線及び数字 00 を付けたものからなる。

例: H01S 3/00

- (c) **メイングループタイトル**—メイングループタイトルは、サブクラス範囲においてサーチに有用であると考えられる主題事項の分野を精確に定めるものである。IPC 分類表において、メイングループの記号とタイトルは、太字で記載されている。

例: H01S 3/00 レーザ

- (d) **サブグループ記号**—サブグループは、メイングループの下に細展開用項目を形成する。各サブグループ記号は、サブクラス記号に続きそのメイングループの 1 つから 3 つの数字、斜線及び 00 以外の少なくとも 2 つの数字を付けたものからなる。

例: H01S 3/02

分類表中のサブグループは、その番号が斜線の前の番号の小数であるかのように順番決定される。例えば、3/036 は 3/03 の後で 3/04 の前にあり、3/0971 は 3/097 の後で 3/098 の前にある。

- (e) **サブグループタイトル**—サブグループタイトルは、そのメイングループの分類範囲内で、サーチに有用であると考えられている主題事項の分野を精確に定めるものである。タイトルは、そのサブグループの階層的位置を示す 1 個以上のドットによって先行される。すなわち、ドットは、各サブグループが 1 個少ないドットを有する最も近接した上位サブグループの細展開項目を形成していることを示す（後述の 25 項～28 項を参照）。サブグループタイトルはしばしば完結した表現となっている。この場合には、サブグループタイトルは大文字で始まる。サブグループタイトルが、階層的に直接上位であるグループのタイトルの継続として展開される場合には、サブグループタイトルは小文字で始まる。常にサブグループタイトルは、そのサブグループの上位グループに従属し限定されて読まれなければならない。

例: H01S 3/00 レーザ

H01S 3/14 • 活性媒質として使用する物質に特徴のあるもの

3/14 のタイトルは、“活性媒質として使用する物質に特徴のあるレーザ”と読むべきである。

H01S 3/05 • 光学的な共振器の構造または形状

3/05 のタイトルは、完結した表現であるが、階層的位置のためにこのグループはレーザの光学的な共振器の構造又は形状に限定される。

完全分類記号

23 完全分類記号は、セクション、クラス、サブクラス及びメイングループ又はサブグループを表現する記号が組み合わせられたものである。

例:

A	01	B	33/00	メイングループ - 第4階層
セクション - 第1階層			又は	
	クラス - 第2階層		33/08	サブグループ - より低い階層
		サブクラス - 第3階層		
				グループ

III. IPC の階層的構造

階層原則；メイングループのみで分類するオプション

24 IPC は、階層的な分類体系である。低い階層レベルの項目は、その低い階層レベルが従属しているより高い階層レベルの細展開項目の内容である。

階層原則

25 IPC は、技術的知識体系全体を階層レベル、すなわち、セクション、クラス、サブクラス、グループ及びサブグループを用いて階層を順次降下させ区分する構造になっている。

26 サブグループ間の階層は、それらのタイトルの前にあるドットの数のみで決まるものであって、サブグループの番号付けで決まるものではない。

例: G01N 33/483 • • 生物学的材料の物理的分析
 33/487 • • • 液体状生物学的材料のもの
 33/49 • • • • 血液
 33/50 • • 生物学的材料の化学的分析, 例. 血液

この例は、3つの数字で3ドットのサブグループ 33/487 は、2つの数字で4ドットのサブグループ 33/49 より階層的に上位グループにあり、かつ3つの数字で2ドットのサブグループ 33/483 は、2つの数字で2ドットのサブグループ 33/50 と同じ階層レベルであることを示している。

27 グループタイトルの前にあるドットは、反復を避けるために、階層的に上位（行頭の字下がりが少ない、すぐ上の）グループのタイトルの代わりにも用いられる。

例: H01S 3/00 レーザ
 3/09 • 励起方法又はその装置, 例. ポンピング
 3/091 • • 光学的ポンピングを用いるもの
 3/094 • • • コヒーレント光によるもの

階層レベルを使わなければ、サブグループ H01S 3/094 は、“コヒーレント光による光学的ポンピングを用いるレーザの励起方法又はその装置”のようなタイトルにする必要がある。

28 6ドットのサブグループ H01F 1/053 に関する階層構造は、以下の例で示される：

セクション:	H	電気
クラス:	H01	基本的電気素子
サブクラス:	H01F	磁石
メイングループ:	H01F	1/00 磁性材料を特徴とする磁石または磁性体
1ドットサブグループ:	1/01	• 無機材料
2ドットサブグループ:	1/03	• • 保持力によって特徴づけられるもの
3ドットサブグループ:	1/032	• • • 硬質磁性材料
4ドットサブグループ:	1/04	• • • • 金属または合金
5ドットサブグループ:	1/047	• • • • • 組成に特徴のある合金
6ドットサブグループ:	1/053	• • • • • • 希土類元素を含むもの

グループ H01F 1/053 は、実際には“希土類元素を特に含む硬質磁性合金からなる、保磁力によって特徴づけられる無機材料の磁石”に関する。

29 [削除]

メイングループのみで分類するオプション

30. 詳細なレベルまで分類するための十分な専門知識を持たない工業所有権庁には、メイングループのみで分類するオプションがある。

31 [削除]

32 [削除]

33 [削除]

IV. 分類表の表記

グループの配列順；見出し；タイトルの表記；参照；注；タイトル、参照および注に引用された分類記号の解釈

34 IPCの利用を促進するため、階層上関連している分類項目のタイトルに加え、様々な要素及び表示が記載されている。

メイングループの配列順

35 各サブクラス内のグループは、利用者の便宜を図って順序良く整列されている。新設サブクラスに関しては、メイングループは通常、最も複雑な又はより特殊な主題事項から最も複雑でない又は最も特殊でない主題事項へと並べられる（後述の 52 項も参照）。残余メイングループ（例えば、99/00 “このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項”）は、必要な場合には、これら新規のサブクラスの分類表の最後に置かれる。

見出し

36 分類表の連続する複数のメイングループが共通の主題事項に関する場合、そのメイングループの冒頭に“見出し”が設けられることがある。“見出し”は、関連しているメイングループすべてに見られる共通の主題事項であることを示す短いアンダーラインを施した記載である（例えば、グループ A01B 3/00 の前の見出し“プラウ”）。このような見出しによって包含される一連のグループは、つぎの見出しまで又は欄を横切る太線までにわたっている。この太線は、次のグループが見出しのない別の主題事項に関するときに用いられる（例えば、グループ A01B 75/00 の後の線を参照）。例外的な場合として見出しが単一のメイングループのために設けられていることもある。

タイトルの表記

37 分類項目のタイトルは、単一の語句又は幾つかの関連する語句（後述の 61 項を参照）を用いることにより、その意図する内容を示すものがある。しかしながら、タイトルは、セミコロンで区別された 2 以上の別個の部分を用いてその内容を示すものもある。このような複数の部分からなるタイトル（マルチパートタイトル）の各部分は、別個のタイトルとして解釈すべきである。この型のタイトルは、単一の語句では十分に包含できない別個の種類主題事項を一緒に扱うことが望ましいと思われる場合に用いられる。

例: A42C 5/00 ハットの付属品または装飾品
A41D 10/00 パジャマ；寝衣

参照

38 クラス、サブクラスもしくはグループのタイトル又は注（後述の 41 の 2 および 41ter 項を参照）は、IPC の他の箇所を参照する括弧書きの語句を含む。参照と呼ばれるこのような語句は、参照で指示されている主題事項が参照している箇所に包含されることを示している。

例: A01D 69/00 収穫機または刈取機の駆動機構またはその部品
(刈取機または収穫機のカッターのための駆動機構 A01D 34/00)

参照の機能

39 参照は次の機能のうちの 1 つを有している:

限定参照

- (a) **範囲限定** – 当該参照がある箇所のタイトルによって一見包含されているようであっても、他の箇所に分類されるような主題事項を指定する参照である。この型の参照は、参照のある箇所の精確な理解と使用のために非常に重要である。

そこで、範囲限定参照とは、以下の要件の双方を満たすものである：

- (i) ある特定の主題事項が、限定参照がなければ分類箇所の必要条件及び定義をすべて満たしている場合、その分類箇所の範囲からその主題事項を排除するものであり、かつ
- (ii) この主題事項が分類される箇所を指示するものである。

例：A47 B25/00 カード用テーブル；その他のゲーム用テーブル（ビリヤード用テーブル A63D15/00）

確かにビリヤード用テーブルは先験的にカードゲーム以外のゲーム用のテーブルに「フィット」するにもかかわらず、A63D15/00 に分類される。

定義において、範囲限定参照は「限定参照」という見出しの下にテーブル状の表形式で示される。

- (b) **優先** – 他の箇所が“優先する”ことを示している参照は、主題事項が2つの箇所に分類できる場合、又は分類する主題事項の異なる観点異なる箇所に包含されるが、これら複数の箇所のうちの1箇所にのみ分類すべきである場合に利用される（例えば、グループ A01D 43/00 を参照）。このような優先参照は、サブグループレベルで最も頻繁に出てくる。幾つかのグループが同じように関連する場合には、優先参照はより上位レベルの注によって置き換えられることがある（例えば、サブクラス A61M のタイトルに続く注 (2) を参照）。

優先参照は、影響を受ける分類箇所の関係に依存して、範囲限定参照の形態として、または主題事項が結合（combination）している場合の分類ルールとして作用する：

- (1) その参照が存在する箇所の下位分類箇所を指し示す優先参照の機能は、範囲限定参照のそれと同じである。
- (2) その参照が存在する箇所と範囲が一部重複する分類箇所を指し示す優先参照の機能についても、範囲限定参照のそれと同じである。
- (3) その参照が存在する箇所の下位分類箇所と範囲の重複しない優先参照の機能は、主題事項が結合（combination）している場合の分類ルールとしてのそれである。

例（仮定的）：

10/00 機械的手段（20/00、30/00 が優先）

20/00 油圧的手段

30/00 化学的手段

– 10/00 から 20/00 への優先参照は、「油圧的手段 20/00」と表現される範囲限定参照と同じ機能を果たす。油圧的手段は機械的手段の一つなので、この優先参照は 10/00 に包含される事項の一つをそこから除外して別の箇所に移動するのである。

– 10/00 から 30/00 への優先参照は、化学的手段それ自体を 10/00 から除外するという作用を働かない。化学的手段は機械的手段の一つではないからである。この優先参照の機能は、10/00 と 30/00 の両方に包含される主題事項、すなわち、機械的手段と化学的手段の組み合わせられた手段、を 10/00 から除外することである。この除外によって、この優先参照は、この場所での分類ルールを定めている。

定義中では、優先参照は上の3つのケースのどれが適用されるかにかかわらず、当該除外される主題事項の完全表記を用いて、「限定参照 (Limiting references)」という題の下で表の形で並べられる。

非限定参照

- (c) **応用指向** – その主題事項が特別に適合しているか、特定の目的のために用いられるか、あるいはより大きな系へ組み込まれている場合には、それが含まれている箇所を指向する機能指向箇所の参照 (85 項～87 項及び 89 項、90 項を参照) ;

例：主題事項がレーザーの場合、すなわち、誘導放出を用いる装置の場合、サブクラス H01S に含まれるが、以下の応用指向参照がなされる：

レーザー眼科手術	A61F9/008
レーザープリンター	B41J2/44、B41J2/455
録音または再生のためのレーザーヘッド	G11B7/125

定義において、応用指向参照は「応用指向参照」という見出しの下にテーブル状の表形式で示される。

- (d) **残余箇所から** – 残余箇所に表示され、その主題事項が含まれている箇所を指向する参照 ;

例：主題事項が光源の場合、サブクラス F21K が IPC 全体の残余であり、以下、主題事項が含まれる残余箇所からの箇所を指向する参照の例である：

ろうそく	C11C5/00
白熱電灯	H01K
光の放出に適用される半導体装置	H01L33/00、H01L51/50－H01L51/56

定義において、残余箇所からの参照は「残余箇所からの参照」という見出しの下にテーブル状の表形式で示される。

- (e) **情報** – サーチの目的で重要であり得るが、参照が置かれた分類箇所のスコープにはない主題事項の所在位置を示す参照 ;

そこで、情報参照とは以下の要件の双方を満足させるものである：

(i) 主題事項は検討中の箇所に「フィットしない」こと、しかし、

(ii) 主題事項は依然としてサーチの目的で重要であること。

以上の2条件を、限定参照に関連した2条件 (i) と (ii) に比較することは有益である。

応用指向参照は、通常は機能指向箇所から応用指向箇所を指向するので、情報参照は通常は応用指向箇所から機能指向箇所を指向する。

定義において、情報参照は「情報参照」という見出しの下にテーブル状の表形式で示される。

限定参照 vs 非限定参照

上記のサブ項目(c)、(d)と(e)のように定義された参照のセットが非限定参照と呼ばれるのに対して、上記のサブ項目(a)と(b)のように定義された参照は限定参照と呼ばれる。

限定参照は分類表と定義層（利用可能な場合）の双方に含まれている。有用な関連情報量が拡大を続ける一方で分類表の判読可能性を維持するために、非限定参照は徐々に分類表から削除され、定義に移されつつある（後述の第 48 項も見よ）。

参照の利用及び解釈

40 参照の利用及び解釈に関する幾つかの細目:

- (a) 参照は、通常それが属するタイトルの最後に置かれている。タイトルが 2 以上の部分からなる場合には、参照はそれが関係する最後の部分に置かれる。例外的に、参照がその前のすべての部分と関係があるとは限らない場合があるが、このような場合は文脈から明らかである。

例: A47C いす（車両に特に適する座席 B60N 2/00）；ソファ；寝台（詰め物一般 B68G）

- (b) サブクラス又はグループのタイトルの後に続く参照は、すべての階層的に下位の箇所に関係する。

(c) [削除]

(d) [削除]

- (e) グループが引用されている場合には、それが通常最も関係するグループであるが、それが必ずしも唯一の関係するグループであるというわけではない。とりわけ、引用されたグループと階層的に関係するグループには留意しなければならない。

- (f) 主題事項の 2 以上の項目が同じ分類箇所に参照されている場合には、これらの項目はコンマで分けられており、その分類箇所の分類記号はその参照の最後にのみ示されている。

例: A01B 77/00 土を揚上および処理する機械（殺生物剤、有害生物忌避剤または誘引剤、植物成長調節剤 A01N25/00-A01N65/00；——）

- (g) それぞれ別個の分類箇所を参照している主題事項の異なる項目に関する参照は、セミコロンで分けられており、それらは別個に読み取るべきものである。

例: A47J 31/00 飲料を作る装置（家庭用の食料品ろ過機械又はろ過器具 A47J 19/00；非アルコール飲料の調製、例. 果実または野菜ジュースに対する成分添加によるもの、A23L 2/00；コーヒー又はティーポット A47G 19/14；ティーインフューザー A47G 19/16；ビールの醸造 C12C；ぶどう酒、又は他のアルコール飲料の調製 C12G）

これらの用語の実質的な部分が同じである場合は例外となる；この場合には、共通の用語は一度しか示されず、別個の記号はコンマで分けられる。

例: A01L 11/00 蹄鉄用工具、又は器具（圧延による馬蹄鉄作り B21H 7/12，鍛造によるもの B21K 15/02）

注

41 注は、特定の用語、語句若しくは分類範囲を定義し又は説明し、又はどのように主題事項が分類されるかを指示する。注は、セクション、サブセクション、クラス、サブクラス又はグループに付随する。

例: F42 シミュレータは一般にクラス G09 に包含されるが、このクラスは、模擬的な演習または訓練用の手段をも包含する。

B22F “金属質粉” は、非金属材料を相当な量含む粉末を包含する。

B01J 31/00 このグループにおいては、水の存在は分類目的のために無視される。

注は関連する箇所及びその細展開箇所にのみ適用し、一般的案内と不一致の場合にはそれらはいずれの一般的案内よりも優先する。例えば、サブクラス C08F のタイトルに続く注 (1) は、セクション C のタイトル

に続く注に優先する。IPCのセクション、サブセクション、又はクラスに付随する注におけるあらゆる情報も又、この情報によりその範囲に影響が及ぶサブクラス定義（後述の45項～47項を参照）に包含される。

タイトル、参照および注に引用された分類記号の解釈

41の2 階層的に整序されたシステムであるIPCは、その大半の分類箇所において細展開項目を有している。タイトル、参照または注において分類記号または隣接領域の分類記号が引用されているときは、その引用は明示的に述べられた分類記号だけを構成要素とするのではなく、階層的に下位のそれらの再展開項目の全領域もまた構成要素とするものと理解される。このため、IPCは「・・・クラスおよびそのサブクラス・・・」、「・・・サブクラスおよびそのメイングループ・・・」または「・・・グループおよびそのサブグループ・・・」などの表現を用いない。例えばあるグループが引用されたときは、それに依存する全てのサブグループ一式もまた引用の構成要素とされる。同様に、あるサブクラスの引用は、そのメイングループ全部とそれらのサブグループ全部もまた構成要素とし、あるクラスの引用は、そのサブクラス全部とそれらの内容物全部を構成要素とする。

41ter. よって、特定のグループの隣接区間がタイトル、注または参照に示されているときは、その区間の末尾は、引用部分としないグループを一切組み入れることなく、区間の最後に置かれることを意図されたグループを包含する、階層的に最上位の分類記号により特定される。あるタイトル、参照または注が、隣接していない複数の分類箇所の引用を必要とする場合、そのタイトル、参照または注は、隣接したまとまりごとに別個に引用し、かつそのタイトル、参照または注の一部とすることが意図されていない分類箇所を一切引用しないようにする。

例：

サブクラスB23Dの注「このサブクラスは紙と類似の方法で加工可能な金属箔を除く金属板または他の棒状材料をせん断する機械を分類し、金属箔のせん断はクラスB26に包含する。」は、B26のサブクラスの全ておよびそれらのグループの全てを、黙示的に参照している。

B23D29/00のタイトル「手持金属せん断または切断装置（ニブリング運動によるものB23D27/02；せん断以外の手動金属切断装置B26B）」は、B23D27/02およびその二つのサブグループであるB23D27/04およびB23D27/06を、さらにはサブクラスB26Bのグループの全てを、黙示的に参照している。

B23D31/00のタイトル「せん断機またはその装置のうち B23D15/00～B23D29/00 に含まれないものと2つ以上のグループにまたがるもの；複合せん断機」は、B23D15/00～B23D29/00の区間内に存在するメイングループおよびそれらのグループの全てを、黙示的に参照しているため、実際の区間はB23D15/00から始まり、B23D29/02で終わる。

V. 利用者情報

過去の版／バージョンに関する変更箇所の表記；IPCにおける補足的情報

過去の版／バージョンに関する変更箇所の表記

42 利用者の便宜をはかるために、IPCのテキストは、これまでの版／バージョンに関して行なわれた変更の種類がわかるような表記をする。

IPCにおいては、以下のような表記が用いられる。

- (a) イタリック体で記載されたテキストは、以前の版／バージョンと比較して、次の何れかである。
 - (i) 新しく追加されたもの、又は
 - (ii) “ファイルスコープ”（後述の74の2項を参照）の変更がなされたもの、又は
 - (iii) 削除されたもの（後述の（d）を参照）。

前述の（i）又は（ii）の場合は、イタリック体で記載された分類項目のあとに角括弧で囲んだバージョン表記が続く（後述の（b）を参照）。

- (b) バージョン表記は、新しく追加された項目又は“ファイルスコープ”が修正された項目について、それが実施された版／バージョンを表示する（例えば [4] または [2008.01]）。
- (c) 単一の分類項目の後に角括弧で囲んだ2つ又はそれ以上の数のバージョン表記が来ることがある。掲示の便宜のために最後のバージョン表記のみが表示されるが、利用者が希望すれば他の表記も表示される（例えば、前記のバージョン表記の上にカーソルを動かすことにより）。」
- (d) 削除されたグループの記号については、現行の版／バージョンでは当該主題事項が移動した箇所又は当該主題事項が包含されている箇所をイタリック体で表示する。

以前の版で既に削除されているグループの記号は、現行の版／バージョンには記されない。

43 [削除]

IPCの補足的情報

44 IPC分類表に加えて、IPCの理解と利用しやすさを高めるために、IPCの分類項目を図解したりより詳細に説明する様々なデータには、インターネット公開を経由してアクセスが可能である。

分類定義

45 分類箇所の範囲は、IPCの分類表中に表示されている参照及び注と共に分類タイトルによって決定されるが、定義を使用して当該分類箇所に適している主題事項の精確な範囲を明確にすることが推奨される。定義により分類項目に関する補足的な情報が提供され、分類項目の明確化に役立つが、これにより分類項目の範囲が変更するわけではない。

46 構造化されたフォーマットに従って定義が記される。フォーマットの中で最も重要な部分は、分類項目の範囲のより詳細な説明である定義文である。この定義文では、タイトルで使用されている用語あるいは分類箇所に分類される特許文献中に見られる用語や語句の代替となる適切な用語及び語句が使われることもある。定義にはこれ以外にも、タイトルに関連する限定参照や情報参照の説明、分類箇所に影響を及ぼす特別な分類規則、分類箇所で用いられる用語の定義などが含まれる。

47 定義は限られたサブクラスとグループにおいてのみ提供されている。しかし、IPCのさらなる整備を進める過程において、定義は、必要な場合には、より多くのサブクラスに提供され、また、適切なメイングループ及びサブグループにも提供される。

非限定参照

48 サーチに重要となり得る主題事項の分類箇所を示す非限定参照は、定義において段階的に導入されている。情報参照は、関連する分類箇所の範囲を限定することなく、特許検索の促進のみを意図している。

化学式及びイラスト

49 IPC の一般化学及び応用化学に関連する分野では、当該分類箇所の内容の視覚的な表現を提供する化学構造式が非常に有用である。こうした化学構造式が、分類項目の範囲の定義又はその分類項目の細展開項目の範囲の解釈に必要である限られた分類項目において IPC 分類表に導入される（例えば、メイングループ C07D 499/00 を参照）。

50 定義には、多くの化学構造式が追加導入されている。この化学構造式は、通常は例として分類項目の内容を図示するものであり、IPC の化学分野の内容の理解を促進させるものである。化学式は、付加的な分類項目で提供されるハイパーリンクを介して見ることができる。

51 その他の説明的なイラストも、定義に導入されている（例えば、メイングループ F23B 50/00 のイラストを参照）。

52 [削除]

VI. 用語法

標準的表現；用語解説

標準的表現

53 IPCにおける一定限度の数の用語を標準化した。IPCのテキストにおいて使用される標準的な表現を以下に説明する。

“に包含される”、“に分類される”

54 主題事項が、ある分類箇所“に包含される (covered by/in)”と記載されている場合、これは、この主題事項が当該分類箇所に分類できる特徴を有していることを意味する（例えば、グループ A41F 18/00 を参照）。表現“に分類される (provided for)”は、“に包含される”と同じ意味を持つ（例えば、グループ B60Q 11/00 を参照）。

残余事項を示すために用いられる表現

55 グループタイトルにおいて用いられる表現“他に分類されない (not otherwise provided for)”あるいはこれに類する表現は、“そのサブクラス内の他のいかなるグループにも分類されないまた他のいかなるサブクラスにも分類されない”ことを意味する（例えば、グループ B65D 51/00 を参照）。これは、クラス又はサブクラスのタイトル中にこの表現がある場合にも同様に適用する。しかし、メイングループのタイトル中においてこの表現を用いても、後述の 69 項に記述されているようにサブクラスの範囲は広がらない。

56 “…のグループに分類されない… (…not provided for in groups…)”と表されるグループは、そのグループに分類されない主題事項を包含する。“他の… (Other…)”と表されるグループは、他の関連するグループ、例えばサブクラス又はグループにおいて同じ階層にあるものなどに分類されない主題事項のみを包含する（例えば、A41F 13/00、B05C 21/00 をそれぞれ参照）。

57 多くのサブクラス分類表には、残余メイングループが 1 箇所包含される。ここには、当該サブクラスの範囲にあって、そのサブクラス中の他の何れのメイングループにも包含されない主題事項を分類する。そのような残余メイングループは、通常サブクラスの最後に置かれる。

組み合わせられた主題事項を示すために用いられる表現

58 幾つかのサブクラスにおいて、主題事項を“…2以上のメイングループに包含される… (…covered by more than one of main groups…)”のように表現しているメイングループがある。このようなグループは、幾つの特徴が組み合わせられた主題事項であって、その特徴全体としては指定されたグループ内の単一のグループに包含されないもののみを包含する（例: C05B 21/00）。また、幾つかのサブクラスにおいて、主題事項を“…何れの単一のメイングループにも包含されない… (…not covered by any single one of main groups…)”のように表現しているメイングループがある。このようなグループでは、以下の主題事項双方が提供される：

- 幾つの特徴が組み合わせられた主題事項であって、その特徴全体としては指定されたグループ内の単一のグループに包含されないもの
- 指定された範囲の何れのグループにも包含されない主題事項

“すなわち”、“例”

59 “すなわち (i.e.)”という表現は、“等しい (equals)”という意味を持ち、“すなわち”によって結び付けられた 2 つの語句は同等と考えられるべきであり、その語句の一方は他の語句の定義を構成する。

例: A01D 41/00 コンバイン、すなわち脱穀装置と結合した収穫機または刈取機

60 “例 (e.g.)”という表現は、先行する語句の意味を限定するのではなく、1以上の例を挙げてそれを単に説明するものである。この表現は次のような目的で用いられる。

(a) 先行する用語によって包含される主題事項の典型的な事例をなすもの

例: A42C 5/00 ハットの付属品または装飾品, 例. ハットのバンド

(b) 先行する用語からは容易に理解できないものかもしれないが、“例”の後で述べられている事項が先行する用語によって明確に含まれるという事実に向けられるためのもの

例: B62B 7/00 子供用運搬車; 乳母車, 例. 人形乳母車

(c) グループに包含されているが、そのためのより下位のグループが設けられていないような事項を示すために使われているもの

例: G02B 6/122 基本的光素子, 例. ライトガイドバス

6/124 ジオデシックレンズまたは集積化されたグレーティング

6/125 屈曲, 分岐または交差

“A及びB”、“A又はB”、“AかBの何れか一方”

61 “A及びB”という表現は、AとB両方が同じ実施例又は実施態様中に必要であることを意味する;

“A又はB”という表現は、A若しくはB、又はAとBが同じ実施例又は実施態様中に存在することを意味する;

“AかBの何れか一方”という表現は、A若しくはBが同じ実施例又は実施態様中に存在するが、AとB両方は存在しないことを意味する。

“一般”、“それ自体”、“に特に適合する”

62 “一般 (In General)”という表現は、後述の 85 (a) 項で定義されるとおり、“一般”がついているその主題事項の特性がいかなる応用をも問題にしていまいと見なされるもの、又は、特定の使用若しくは目的に特別に適合しているわけではないものを示す際に用いられる。

63 “それ自体 (Per se)”という表現は、主題事項が組み合わされたものの一部となっている場合とは異なり、主題事項そのものだけに關係する。

例: B22F 1/00 金属質粉の特殊処理; 金属質粉それ自体

H04N 21/80 コンテンツ・クリエーターによる、配信手順とは独立したコンテンツ又は追加データの生成あるいは処理; コンテンツそれ自体

64 “特に適合する (Specially Adapted for)”という表現は、後述の 85 (b) 項で定義されるとおり、当該主題事項が、特定の使用又は目的のために、改変又は特別につくられた“もの”を示す際に用いられる。

例: A47D 子供に特に適合する家具

A01K 63/02 . 生魚輸送のために特に適合した容器

“又は類似のもの”

65 “又は類似のもの (Or the Like)”という表現は、当該分類箇所が用語によって特定された特定の主題事項に限定されるのではなくて、本質的に同一の特徴を持つような主題事項をも包含することを強調するために時々用いられる。

例: A01D 3/00 大鎌, 小鎌, または類似のものの研磨剤を使用しない研磨装置

用語解説

66 2部から成る用語解説が、指針の最後に挿入されている。第1部には、本指針で用いられているIPCの原則及び規則に関する分類用語及び表現が記されている。用語解説の第2部には、IPC本文で用いられている技術用語及び表現が記されている。

VII. 分類箇所の分類範囲；グループのファイルスコープ

サブクラス；メイングループ；サブグループ；グループのファイルスコープ

67 分類箇所の範囲は、その上位のすべての階層の箇所の範囲内で、常に解釈されなければならない。

68 セクション、サブセクション及びクラスの各タイトルは、それらの内容を大まかに指示するにすぎず、このタイトルが一般的に示している主題事項を精確に定義するものではない。一般にセクション又はサブセクションタイトルは、そのセクション又はサブセクション内に見出されるべき主題事項の範囲の大まかな性質をきわめて漠然と示すものであり、クラスタイトルはその下位のサブクラスに包含される主題事項を包括的に指示するものである。これとは対照的に、サブクラスタイトルはこれと関連のあるすべての参照、定義又は注を考慮に入れながら、そこに包含される主題事項の範囲をできるだけ精確に定義するのが IPC の趣旨である。メイングループ及びサブグループのタイトルも関連のあるすべての参照、定義又は注に従って、そこに包含される主題事項を精確に定義するものである（前述の 28 項の例を参照）。

68 の 2 一定の状況の下において、分類箇所は、明示的に述べられたスコープより広い範囲を包含することができる：

(a) 当該分類箇所の明示的に述べられた主題事項のために特別に適合された、または専らそれと共に使用される、そして他の分類箇所に分類されない細部または構成要素（下記 99 項を参照）：

(b) 当該分類箇所の明示的に述べられた主題事項と他の主題事項との組合せ（下記 145 項、150 項および 154 項を参照）：

(c) 当該分類箇所に包含されず、そして他の分類箇所にも包含されないが、当該分類箇所の明示的に述べられた主題事項と関連する、発明のカテゴリーの主題事項。例えば、もし特定の製品の製造のためのグループが存在しないなら、その製品のためのグループがその製造をもまた包含する（下記 92 項～98 項を参照）。

サブクラス

69 サブクラスの範囲は、次の諸項全体により定義される。

(a) IPC が扱う全知識体系の一部分の主要な特徴を、数少ない用語でできるだけ精確に記述しているサブクラスタイトル。当該一部分は、当該サブクラスのグループのすべてが関係する分野である。

(b) サブクラスタイトルに続くすべての限定参照。これらの参照は、そのタイトルによって記述されている分野のうち、他のサブクラスに包含される部分、すなわち除外される部分を指示する。これらの部分は、タイトルによって記述されるその分野の実質的な部分を構成しているため、限定参照はある意味ではタイトルそれ自体と同様に重要である。例えば、サブクラス A47D “子供に特に適合する家具” においては、このタイトルによって包含されている主題事項のうち相当の部分である学校用ベンチ又は机は、サブクラス A47B の特定のグループへの参照を考慮して除外されるというように、この参照はサブクラス A47D の範囲を大幅に変更する。

(c) あるサブクラスのグループに現れかつ主題事項を他のクラス又はサブクラスに属するものとするすべての限定参照も、当該サブクラスの範囲を制限する。例えば、サブクラス B43K “筆記用または製図用の器具” において、指示又は記録装置用の筆記尖端はグループ 1/00 の範囲外でありサブクラス G01D のグループ 15/16 に属するものと言及されている。このように、サブクラス B43K のタイトルによって包含される主題事項の分類範囲を減ずる。

- (d) サブクラスタイトル又はそのクラス、サブセクション若しくはセクションタイトルに記載の注。このような注は、そのタイトル又は他の箇所ですでに使われる用語又は表現を定義するか、又は、当該サブクラスと他の分類箇所の関係を明確にする。

例:

- (i) クラス F01 から F04 にわたるサブセクション“機関又はポンプ”のタイトルに続く注。この注は、そのサブセクションの全体にわたって使用される用語又は表現を定義する。
- (ii) サブクラス F01B に続く注 (1)。この注は、サブクラス F01C から F01P に関連する範囲を定義する。
- (iii) セクション C タイトルに続く注。この注は元素のグループを定義する。

サブクラスのタイトルには、その下位にあるすべてのメイングループのタイトルが包含されていない場合がある。しかし、サブクラスの範囲には、そのメイングループのタイトルで具体的に言及されているすべての主題事項が包含されていると常に理解すべきである。

70 分類定義が利用可能な場合は、サブクラス範囲のより詳細な説明は、該当する定義により提供される。特に、メイングループのタイトルによりサブクラスの分類範囲に追加される主題事項の正確な境界が特定される。

メイングループ

71 メイングループの範囲は、(前述したように) サブクラスの範囲でのみ解釈されるべきである。この条件の下に、メイングループの範囲は、メイングループあるすべての関連する参照又は注により修正されるタイトルによって決定される。例えば、タイトルが特定の装置に限定されているサブクラス内の“軸受(ベアリング)”についてのグループは、その装置に特有な軸受の特徴、例えば、その装置内の軸受の配置、のみを包含するものとして読み取らねばならない。メイングループの範囲に関するより詳細な説明は、分類定義が利用可能な場合は該当する定義に記載される。

71 の 2 見出しは情報提供することを意図するにすぎず、原則としてそれが包含するグループの範囲を修正するものではない、ということに注意する。

サブグループ

72 サブグループの範囲も同様にそのサブクラス、メイングループ及びすべての上位のサブグループの範囲内のみで解釈されるべきである。この条件の下に、サブグループの範囲は、そのグループに関連するすべての参照又は注によって修正されるタイトルによって決まる。

- 例:
- B64C 飛行機 ; ヘリコプタ (空気クッション車両 B60V)
 - 5/00 安定板 (胴体への安定板の装着 B64C 1/26)
 - 5/06 • 垂直安定板 (特に翼のためのもの B64C 5/08)
 - 5/08 • 翼に装着されたものまたは翼によって支持されたもの
 - 5/10 • 調整できるもの
 - 5/12 • • 胴体またはナセルに対してまたはそれらの中に引き込むためのもの

- (a) メイングループ 5/00 は、サブクラスタイトルの範囲内、すなわち、“飛行機又はヘリコプタの安定板”と読みとらねばならない。さらに、サブクラス B64C のタイトルに続く参照 (空気クッション車両 B60V) は、空気クッション車両に関するすべての主題事項がサブクラス B60V に分類されることを示す。したがって、メイングループ 5/00 及びそのすべてのサブグループに関連する空気クッション車両の安定板は、サブクラス B60V に分類される。さらに、メイングループ 5/00 の参照 (胴体への安定板の装着 1/26) は胴体への安定板の装着に関するすべての主題事項がサブグループ 1/26 に分類されることを示す。

- (b) メイングループ 5/00 の下位に展開されているサブグループ 5/06 は、“飛行機又はヘリコプタの垂直安定板”として読み取らねばならない。さらに、サブグループ 5/06 のタイトルに続く参照（特に翼のためのもの 5/08）は、特に翼のために設計された垂直安定板がサブグループ 5/08 に分類されることを示す。
- (c) 同様に、メイングループ 5/00 の下位に展開されているサブグループ 5/06 と同じくドットが 1 つであるサブグループ 5/08 は、“飛行機又はヘリコプタの翼に装着された安定板又は翼によって支持された安定板”として読み取らねばならず、サブグループ 5/10 は“飛行機又はヘリコプタの調整できる安定板”として読み取らねばならない。
- (d) サブグループ 5/12 はサブグループ 5/10 の下位に展開されており、その範囲内で読み取らねばならない。すなわち、“胴体又はナセルに対して又はそれらの中に引き込むための、飛行機又はヘリコプタの調整できる安定板”として読み取らねばならない。

73 サブグループは、それが展開されている上位のグループにより包含されている主題事項の、特定の部分のみを包含する。従って、あるグループは、一つのサブグループしか有しないかもしれないし、または多くのサブグループを有するかもしれない。各サブグループは、自己充足的な検索分野として用いられる、主題事項の一部を包含するよう工夫されている。よって、グループは、そのスコープの範囲内に収まるが、そのサブグループによって包含されない主題事項を分類するために用いられる。

74 いかなるサブグループの範囲も、それより階層的に上位のグループと比較して、そのサブグループのタイトルに示されている 1 つ又はそれ以上の本質的な特徴の存在によって決定される。2 つのケースを示す。

- (a) 本質的な特徴が、それより階層的に上位のグループのタイトルに示されていない場合。

例: H01F 5/00 コイル
 H01F 5/02 • 非磁性支持物上の巻回

- (b) 本質的な特徴がそれより階層的に上位のグループのタイトルで既に示されている場合。

例: A63C 5/00 スキー又はスノーボード
 A63C 5/03 • ・モノスキー、スノーボード

グループのファイルスコープ

74 の 2 サブグループに属する主題事項はその親グループに分類すべきではないため、親グループ（すなわち、そのサブグループを含む）のスコープの全部と、実際は親グループに分類されるべき主題事項との間には、違いがある。実際にグループに分類されるべき主題事項は、ファイルスコープと呼ばれる。サブグループを一つも持たないグループについては、そのグループのスコープとファイルスコープとは、同一である。サブグループを新たに有するグループについては、そのグループのスコープは変わらないが、ファイルスコープは縮小する。グループのファイルスコープとは、グループそれ自体に分類されるが、そのサブグループのいずれにも分類されない、主題事項の残余である、と理解することができる。

VIII. 分類の原則

発明情報；付加情報；主題事項のカテゴリー；発明の技術主題に対する分類箇所；機能指向箇所、応用指向箇所および残余箇所；発明の技術主題の分類

75 IPCの第1の目的は、技術主題事項のサーチを促進することにある。したがって、IPCは、ある技術主題及び同一の技術主題がIPC内のある箇所及び同一箇所に分類され、かつそれによってその箇所からサーチできるように工夫され、かつ使用されるものでなければならない。この箇所は、その主題をサーチするのに最も適切な箇所である。

76 特許文献中に、二種類の情報がある場合がある。すなわち、“発明情報”と“付加情報”である。これらの表現の意味については、後述の77項～80項で説明されている。分類記号の選択規則は、双方の情報とも同じである（後述のXI章も参照）。指針においては、しばしば発明又は発明の技術主題に対してのみ言及されているが、指針の注釈は、付加情報に含まれる技術主題に対し等しく適用することを理解すべきである。

発明情報

77 発明情報は、従来技術への付加を表す特許文献の完全な開示（例えば、明細書、図面、請求の範囲）中にある技術情報である。この発明情報は、明細書及び図面を十分考慮した上、特許文献の請求範囲を指針として用い、従来技術と照らし合わせ決定する。

78 “従来技術への付加”とは、特許文献において具体的に開示された新規及び非自明なあらゆる主題事項を意味する。この主題事項とは、先行技術の一部とはならない、すなわち、ある特許文献に記載された主題事項と既に公知となっているあらゆる技術主題事項の集合体との差である。

付加情報

79 付加情報は、それ自体は従来技術への付加を示していないがサーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報である。

80 付加情報は、例えば、組成物又は混合物の構成要素、方法又は構造の要素又は部分、分類された技術主題事項の使用又は応用などを特定することにより発明情報を補足する。

主題事項のカテゴリー

81 技術主題事項は、方法、生産物、装置、又は原料（又はこれらの使用法あるいは応用の仕方）を表す。これらの用語は、通常は主題事項のカテゴリーとされているが、次に例示するように、それらの最も広い意味で解釈されるべきである。

- (a) 方法の例: 重合、醗酵、分離、形成、運搬、繊維の処理、エネルギーの変換と伝達、建築、食品の調製、試験、機械操作方法とその作動法、情報の処理と伝達
- (b) 生産物の例: 化合物、組成物、構造物、製造物品
- (c) 装置の例: 化学的又は物理的方法に用いられる設備、工具、道具、機械、操作を遂行するための装置
- (d) 原料の例: 混合物の材料

82 装置はそれがあある方法によって製造されるため、生産物と見なすことができるという点に注意すべきである。しかしながら、用語“生産物”は、生産物がもたらす機能にはかかわりなく、むしろ方法の結果を示すものとして用いる。例えば、化学的方法又は製造方法の最終生産物。一方、用語“装置”は、意図された用途又は目的と関連している。例えば、ガス発生装置、切断装置。原料そのものが、生産物を構成し得る。

発明の技術主題に対する分類箇所

83 IPC は、発明が本質的に関連する技術主題を、その構成部分を個々に分離して分類することなく、できるだけ全体的に分類できるよう意図されている。

84 しかし、発明の技術主題の構成部分も、その構成部分そのものが従来技術への付加を示している場合、すなわち、新規かつ非自明の主題事項を示している場合、発明情報を構成すると考えられる。

機能指向箇所、応用指向箇所及び残余箇所

85 特許文献において取り扱われる発明の技術主題は、ものの固有の性質若しくは機能又はものの使用法若しくは応用の仕方の何れかに関するものである。用語“もの”は、ここでは例えば、方法、生産物又は装置のような有形無形を問わずすべての技術事項を意味して使用される。これは IPC 体系に反映されている。次のような分類するための箇所を設けている：

- (a) もの“一般”すなわち、その固有の性質又は機能に特徴を有するもの；ある特定の使用分野には限られないもの、又は使用分野についての記述を無視しても技術的に影響がないようなもの、すなわち、当該分野での使用に特に適合していないもの
 - 例： (1) F16K には、通過する特定の流体（例えば、オイル）の性質又は弁がその一部を形成するどのような系の性質にも無関係な、構造上又は機能上の観点特徴を有する弁の項目がある。
 - (2) C07 には、その化学的構造に特徴を有するが、その応用には特徴を有しない有機化学化合物の項目がある。
 - (3) B01D には、フィルター一般の項目がある。
- (b) 特別の使用又は目的に“特に適合した”、すなわち、与えられた使用又は目的のため改変又は特別に作られたもの
 - 例： A61F 2/24 は、人間の心臓への挿入に特に適合した機械的弁の分類箇所である。
- (c) ものの特殊な使用又は応用
 - 例： 特殊な目的に特に適合したフィルター又は他の装置と組み合わせられたフィルターは、応用指向箇所に分類する（例えば、A24D 3/00、A47J 31/06）。
- (d) より大きな系へのものの組み込み
 - 例： B60G には、車輪の懸架装置への板ばねの組み込みの項目がある。

86 前述の形態 (a) の分類箇所は“機能指向箇所”と言われる。前述の形態 (b) から (d) の分類箇所は“応用指向箇所”と言われる。

87 分類箇所、例えばサブクラス、は IPC の他の分類箇所との関係において、必ずしも一義的に機能指向的であるとか、応用指向的であるとは限らない。

- 例： F16K（弁等）及び F16N（潤滑）は、両者ともに機能指向サブクラスであるが、F16N には潤滑系に特に適合した弁の応用指向箇所がある（例えば、F16N 23/00…逆止弁の特殊な使い方）。一方、これとは逆に、F16K には、ゲート弁又はスライド弁の潤滑に関する特徴に対する応用指向箇所がある（例えば、F16K 3/36…潤滑に関し特徴のあるもの）。

さらに、“機能指向箇所”及び“応用指向箇所”という表現は必ずしも絶対的であるとみなすことはできない。このように、ある箇所は他の箇所よりも機能指向的であるが、さらに別の他の箇所よりも機能指向的でないことがある。

- 例： F02F 3/00 は燃焼機関のピストン一般に関係しているため、燃焼機関の回転ピストンに特別に向けられている F02B 55/00 よりも機能指向的であるが、ピストン一般に関する F16J よりも機能指向的でない。

87の2 IPCにはまた、検討中の主題事項を分類するIPCの箇所がない場合に、そしてそのような場合のみに、その主題事項を分類することが検討されるべき箇所がある。そのような箇所は「残余箇所」と呼ばれる。

標題の中で以下のような表現は明らかに残余箇所を指している：

- － 「他に分類されない」
- － 「・・・に分類されない」
- － 「・・・に包含されない」

その箇所が残余である性質は、他のサブグループ、同じサブクラスの他のメイングループ、他のサブクラス、またはIPC全体にさえも関連しうる。IPC全体にわたって存在するメイングループ99/00は、特別な残余箇所である。

例：	F21 S15/00	メイングループはF21S11/00、F21S13/00またはF21S19/001に包含されない光源を用いる非電氣的照明装置またはシステム
	G06Q99/00	このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項
	A99Z	このセクションの他のサブクラスに分類されない主題事項
	F21K	他に分類されない光源

発明の技術主題の分類

一般的考察

88 発明が本質的に関係する技術主題を正確に特定することは非常に重要である。それ故、IPCの適当な分類箇所を決定するために、前述の81項～85項で述べられている関連事項を考慮すべきである。

例： 特許文献がピストンを開示している場合、発明の技術主題がピストンそれ自体であるか、又は技術主題が異なるものかどうか、例えば、特殊な装置に用いるピストンの特別な適用なのか、より大きな系（例えば、内燃機関）におけるピストンの配置なのかを考慮しなければならない。

89 発明情報がある特定の使用分野に関するのみであって、応用指向箇所がかかる主題の分類を完全に含むように意図されていることがしばしばある。機能指向箇所は、主題の構造的又は機能的な特徴が2つ以上の使用分野に応用できるというようなより広い概念、又は特定の使用分野への応用が発明情報であると考えられないというようなより広い概念を含んでいる。

例： メイングループC09D 5/00は、応用指向の様々なコーティング組成物を包含する（例えば、C09D 5/16は、防汚ペイントを包含する）。これに対し、グループC09D 101/00～201/00は、コーティング組成物の機能指向的観点、すなわち、組成物の基盤となる重合体、を包含する。

90 技術主題を機能指向箇所に分類すべきか応用指向箇所に分類すべきかはっきりしない場合には、次の事項に注目すべきである。

- (a) もし特殊な応用が述べられているが、特に開示されていない又は十分に特定されていない場合には、可能であれば機能指向箇所に分類する。これはいろいろな応用が幅広く述べられている場合にありうる。
- (b) もし主題の本質的な技術的特徴が、ものの固有の性質又は機能と、その特殊な使用又はより大きな系への特別な適用若しくはそれへの組み込み、の両方に関係する場合には、可能であれば機能指向箇所と応用指向箇所の両方に分類する。
- (c) もし前述のサブパラグラフ (a) 及び (b) で示されている指針が使用できない場合には、機能指向箇所及び関連する応用指向箇所の両方に分類する。

91 より大きな系（組み合わせ）を全体として分類する場合、部分又は細部が新規かつ非自明であれば、それらに注意を払うべきである。大きな系並びにそれらの部分及び細部の両方の分類が必要である。

例: ある文献が、特定のもの（例えば、板ばね）の、より大きな系（例えば、車輪懸架装置）への組み込みに関係がある場合、それはより大きな系に関するため、この系のための箇所（B60G）に分類すべきである。もし文献がもの自体（例えば、板ばねそれ自体）にも関係があり、それが新規かつ非自明であるならば、もの自体のための箇所（F16F）に文献を分類することも必要である。

分類タイトルで明確に提供されていない主題事項のカテゴリー

92 前述の 81 項～82 項によって明らかなように、発明の技術主題は、主題事項の異なるカテゴリーで表現し得る。もし、これらのカテゴリーの 1 つに対して個別の箇所が特定の技術主題に向けた IPC タイトルでは特定されていない場合には、IPC に設けられている最も適切な他のカテゴリーのための箇所を分類付与のために用いる（特定の場合については、後述の 93 項～99 項を参照）。こうした場合、これらの箇所のタイトルが、主題事項のカテゴリーがその箇所に適していることを直接示していない場合であっても、参照、注、定義、又は分類表の他のグループの類似の主題事項といった他の方法によって示される。定義がある場合は、定義では、分類のタイトルで特定されていない主題事項の関連するカテゴリーに適した分類箇所に関する具体的な情報が提供されるべきである。

化学元素の周期表

92 の 2 相反する指示がない限り、IPC の全セクションにおいて化学元素の周期表として言及されるのは、8 つのグループを持つ以下の表で示されるものである。例えば、グループ C07F 3/00 “周期表の第 2 族または第 1 2 族の元素を含有する化合物” は、IIa と IIb の欄の元素に言及している。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
Period	IA	IIA	IIIB	IVB	VB	VIB	VII B	VIII B		IB	IIB	IIIA	IVA	VA	VI A	VII A	VIIIA	
1	H																	He
2	Li	Be											B	C	N	O	F	Ne
3	Na	Mg											Al	Si	P	S	Cl	Ar
4	K	Ca	Sc	Ti	V	Cr	Mn	Fe	Co	Ni	Cu	Zn	Ga	Ge	As	Se	Br	Kr
5	Rb	Sr	Y	Zr	Nb	Mo	Tc	Ru	Rh	Pd	Ag	Cd	In	Sn	Sb	Te	I	Xe
6	Cs	Ba	Lanthanides	Hf	Ta	W	Re	Os	Ir	Pt	Au	Hg	Tl	Pb	Bi	Po	At	Rn
7	Fr	Ra	Actinides	Rf	Db	Sg	Bh	Hs	Mt	Ds	Rg							

Lanthanides	La	Ce	Pr	Nd	Pm	Sm	Eu	Gd	Tb	Dy	Ho	Er	Tm	Yb	Lu
Actinides	Ac	Th	Pa	U	Np	Pu	Am	Cm	Bk	Cf	Es	Fm	Md	No	Lr

化合物

93 発明の主題が化合物それ自体（有機、無機又は高分子）に関する場合、それはその化学構造に従ってセクション C に分類する。またそれが特定の使用分野にも関係し、その使用分野がその主題の本質的な技術的特徴を構成する場合には、使用分野の箇所にも分類する。しかしながら、その化合物が既知であり、発明の主題が化合物の応用にのみ関係する場合には、それは使用分野を包含する箇所に発明情報として分類する一方、その化学構造については付加情報として化合物自体の箇所に分類してもよい。

混合物又は組成物

94 発明の主題が混合物又は組成物それ自体に関する場合、そのような分類箇所が存在する場合、その組成物に従って分類する。例えば C03C (ガラス)、C04B (セメント、セラミック)、C08L (高分子化合物の組成物)、C22C (合金)。そのような箇所が存在しない場合には、それはその用途又は応用に従って分類する。用途又は応用も発明の本質的な技術的特徴を構成する場合には、混合物又は組成物はその組成物及びその用途又は応用の両方に従って分類する。しかしながら、その混合物又は組成物が既知であり、発明の主題がその用途にのみ関係する場合には、それは使用分野を包含する箇所で発明情報として分類する一方、その混合物または組成物については付加情報として混合物または組成物自体の箇所に分類してもよい。

化合物の製造又は処理

95 発明の主題が化合物の製造方法又は処理方法に関する場合、それは当該化合物の製造方法又は処理方法の箇所に分類される。そのような箇所がない場合、当該化合物の箇所に分類する。その製造方法から生じた化合物も新規である場合、その化合物はその化学構造にも従って分類する。化合物群の製造又は処理のための一般的方法に関する発明の主題は、使用されている方法のためのグループが存在する場合、そのグループに分類する。

装置又は方法

96 発明の主題が装置に関する場合、もしそのような分類箇所が存在すれば、当該装置の箇所に分類する。そのような箇所が存在しない場合は、当該装置は、その装置により行なわれる方法を扱う箇所に分類する。発明の主題が生産物の製造又は処理の方法に関する場合は、行われる方法に関する箇所に分類する。そのような分類箇所が存在しない場合は、生産物の製造又は処理は、この方法を行う装置を扱う箇所に分類する。生産物の製造に関する箇所が全く存在しない場合は、製造装置又は製造方法は、その生産物を包含する箇所に分類する。

製造物品

97 発明の主題が物品に関する場合、それは物品を扱う箇所に分類する。物品そのものの分類箇所が存在しない場合には、それは適当な機能指向箇所に (すなわち、その物品を使ってなされる機能に従って) 分類し、それができない場合には使用分野に従って分類する。

例: 分類される物品が、製本に特に適したにかわディスペンサであるとき、これは"製本に特有なにかわまたは接着剤の塗布 (Applying glue or adhesive peculiar to bookbinding)" を包含するグループ B42C 9/00 に分類する。製本に関するにかわディスペンサに特に適した箇所がないので、これらはその機能、すなわち、"にかわの塗布 (Applying glue)" に関する当該箇所に分類する。

多段階工程、産業プラント

98 発明の主題が複数の工程又は複数の装置それぞれの組み合わせからなる多段階工程、又は産業プラントにある場合、それは全体として分類する。すなわち、こうした組み合わせが提供されている箇所 (例えば、サブクラス B09B) に分類する。こうした箇所が存在しない場合には、その工程又はプラントによって得られる生産物の箇所に分類する。さらに発明の主題が組み合わせの要素にも関連している場合 (例えば、その工程の各ステップ又はそのプラントの機械)、その各要素もそれぞれ分類する。

細部、構造部分

99 発明の主題が、主題事項の (例えば、装置の) 構造的又は機能的な細部又は部分に関連している場合、以下の規則に従う。

- (a) 1 種類の主題事項にのみ応用される、又は特別に適用される、細部又は部分は、この種類の主題事項の細部に関する分類箇所が存在すれば、そこに分類する。

- (b) こうした分類箇所が存在しない場合、これらの細部又は部分は、当該主題事項に関する箇所に分類する。
- (c) 2以上の異なる種類の主題事項に応用できる細部又は部分は、より一般的な性質の細部に関する分類箇所が存在すれば、その箇所に分類する。
- (d) こうしたより一般的な性質の箇所が存在しない場合は、これらの細部又は部分は、これらが明示的に適用されるすべての種類の主題事項に従って分類する。

例: A45Bにおいては、グループ 11/00 から 23/00 はいろいろな種類の傘を包含するのに対し、グループ 25/00 は2種類以上の傘に応用できる傘の細部を包含する。

一般化学式

100 関連した化合物の大規模な集合は、しばしば一般化学式を用いて表現又は請求される。一般化学式は、特定の選択肢の集合から選択される変数となる少なくとも1つの構成要素を有する化合物の属の形式で表記される（例えば、“マーカッシュ”タイプの化合物クレーム）。一般化学式の使用は、大量の化合物がスコープに含まれかつそれぞれ大量の箇所に分類可能である場合に問題が発生する。こうした場合は、サーチに最も有益である化合物のみを分類する。一般化学式を用いて化合物が特定されていれば、以下の分類手順を用いる。

Step 1: 新規かつ非自明の“十分に同定された”すべての化合物は、もしそれらが以下に該当すれば分類を付与すべきである：

- (i) 特に請求されたものそれ自体又は組成物において請求されたもの
- (ii) 請求された方法の生産物
- (iii) これらのうちの何れかの誘導体

組成物が“十分に同定された”と見なされるのは以下の場合である：

- (a) その構造が正確な化学名若しくは化学式で与えられるか、又は反応物質のうちの多くとも1つが選択肢から選ばれ、特定された反応物質による製造方法によって推論することができるものであり、
- (b) 化合物が、物理的性質（例えば、融点）によって特徴づけられているか、又はその製造方法が実際的な詳細を与える実施例として記述されている。

実験式のみによって同定された化合物は、“十分に同定された”とは見なさない。

Step 2: “十分に同定された”化合物が開示されていない場合、例えばコンピュータで生成されたモデルに由来する化合物で現実の実験を経ていない化合物の場合、正確な化学名、又は開発された化学式を有する化合物のみに分類が付与されるべきである。分類は、1つの又は非常に少数のグループに限定すべきである。

Step 3: 一般的なマーカッシュ式のみが開示されている場合は、態様と思われるものすべて又はその大部分を包含する最も具体的なグループに分類する。分類は、1つの又は非常に少数のグループに限定すべきである。

Step 4: 前述の義務的分類に加えて、一般式の範囲にある他の化合物あるいはコンピュータで起動されたモデルに由来する化合物が重要である場合は、非義務的分類も行うことができる。

すべての“十分に同定された”化合物を最も具体的な分類箇所に分類することにより分類記号が多数になる場合（例えば、20箇所以上）は、分類付与官は分類記号の数を減らすことができる。これは、“十分に同定された”化合物の分類が、階層的に次の上位レベルにある単一のグループの下位にあるサブグループを多数付与することになる場合にのみ行われる。これらの化合物の分類は、その上位グループにのみ行うことができる。そうでない場合には、化合物は、すべてのより具体的なサブグループに分類する。

コンビナトリアルライブラリ

101 多くの化合物、生物学的存在、又はその他の物質からなる集合体は、“ライブラリ (libraries)” の形式で表されることがある。ライブラリは、要素それぞれが多くの分類箇所に分類可能である場合、サーチシステムに無駄に負担をかける大量の要素を含む場合がよくある。よって、“十分に同定された” と見なされる各要素のみを、一般式の化合物と同様に、その要素を最も具体的に提供しているグループ（例えば、化合物ならセクション C）に義務的に分類する。ライブラリ全体は、サブクラス C40B の中の適切なグループに分類する。この義務的分類に加え、ライブラリの他の要素が重要であれば、非義務的分類も行う。

IX. 多重分類；ハイブリッドシステム

技術主題の多観点分類；ハイブリッドシステム；インデキシング系列；インデキシングコードの適用

102 IPCの第1の目的は、サーチを促進することである。特許文献の内容によっては、当該特許文献に開示されている情報に1つ以上の分類記号を付与しなければならないことがある。

103 特許文献の多重分類は、例えば、IPCに特別に分類箇所が設けられている主題事項（すなわち方法、生産物、装置又は原料）の様々なカテゴリーが、発明情報を構成しているような場合に必要とされる。多重分類の別例としては、発明の主題の本質的な技術的特徴が機能指向箇所及び応用箇所の分類箇所に関連している場合に、その機能指向箇所及び応用箇所の双方に分類することが挙げられる。

104 多重分類又は分類とインデキシングと組み合わせ（後述の108項～112項を参照）も、それがサーチに重要な場合には、特許文献の付加情報を示すために推奨されるが、義務ではない。

技術主題の多観点分類

105 多観点分類は、多重分類の特別な型である。多観点分類では、その性質に従って、例えば、それ固有の構造及びその特定の使用法又は性質（property）といった様々な観点により特徴付けられる主題事項に適用される。こうした主題事項を1つの観点のみに従って分類すれば、サーチ情報が不完全になることが考えられる。付与される分類記号は、特定された技術主題の観点を1つのみ包含しているIPCの1つの又は複数の分類箇所に限定すべきでない。この技術主題についてその他に重要な観点を分類する必要がある場合は、十分な注意を払ってIPCの他の箇所に分類すべきである。

106 多観点分類が特に望ましいIPCの分類箇所は、注に記載されている。この注には、注目する主題事項の性質（nature）に基づいて、表示されている観点に従って主題事項を義務的に分類するよう記載されていたり、特許検索の効率を上げるのに有効であれば多観点分類を推奨する旨の記載がある。

107 [削除]

ハイブリッドシステム；インデキシング系列

108 IPCの特定分野においては、IPCの有効性を高める目的で、ハイブリッドシステムが導入されている。

109 各ハイブリッドシステムは、IPC分類表及びこれに関連した補足的なインデキシング系列から構成される。インデキシング系列は、適切な分類箇所のタイトルに明示的に包含されていない付加的な観点を特定する。ハイブリッドシステムに分類する際は、まずその技術主題に適したすべての分類記号を付与する。そして、これらの分類記号のうち1以上の分類記号と関連しているインデキシング系列の適切なインデキシングコードを、それらがサーチに有用である技術主題に関する情報の要素であることを特定するものである場合、追加することができる。

110 インデキシングコードは分類記号と同様の形式をもつ。分類項目を有するサブクラス内では、インデキシング系列は、分類項目の後に置かれ、その番号は原則として101/00から開始される。サブクラスによっては、1以上のサブクラスの分類記号に関連して、インデキシングの目的でしか使用されないものもあるが、それはタイトルに表示されている。インデキシングのサブクラスは、通常、分類項目のサブクラスのインデキシング系列で用いられているものと同じ番号体系を用いている（サブクラスF21W及びF21Yを参照）が、中には、標準の分類記号に関する番号体系と同様の番号（例えば、1/00）を用いていることもある（サブクラスC10N、C12R、B29K、G29Lを参照）。

111 インデキシングコードは、分類記号と関連させて初めて適用可能になる。インデキシングコードが使用できる IPC の各分類箇所は、注で示される。同様に、注や、タイトル、又は各インデキシング系列の前にある見出しは、これらのインデキシングコードが関連している分類記号を示している。

112 インデキシング系列のレイアウトはできるだけ階層的にして、見やすくしてある。幾つかの系列の番号は、データベースのサーチを行なう際にインデキシングコードのトランケーションができるようにしてある。

例（サブクラス C04B におけるインデキシング系列の一部）：

- 103/00 活性成分の機能または特性
- 103/10 ・ 促進剤
- 103/12 ・ ・ 凝結促進剤
- 103/14 ・ ・ 硬化促進剤
- 103/20 ・ 遅延剤
- 103/22 ・ ・ 凝結遅延剤
- 103/24 ・ ・ 硬化遅延剤
- 103/30 ・ 減水剤、流動化剤、AE 剤

インデキシングコードの適用

113 インデキシングコードは、既に該当箇所に分類されている発明の技術主題に関する情報の要素を特定するために、サーチに望ましい場合に、適用することができる。

114 インデキシング系列においては、階層的に上位のグループは、残余という意味で、すなわち、その細展開項目のどこにも設けられていない特別の特徴を記録するために利用するだけである。サーチに有用な技術主題に関する 2 つ以上の情報要素をインデキシングする場合、こうした要素それぞれについて、この要素を提供している階層的に最も低いインデキシンググループを適用すべきである。残余主題事項をインデキシング系列のメイングループへインデキシングすることは、これがサーチに有用である場合に限られるべきである。インデキシングは、主に情報の見出しとして用いられる、非常に広い又は一般的な範囲であるメイングループに行われるべきでない。

例: フランジを取り付けるための溶接方法は、軌道のレール、構造梁及び軌道車両の車輪の製造に適用できるものとして記述されている。
この場合は、B23K 101/26 及び 101/28 を、レール及び梁についてそれぞれ適用しなければならない。軌道車両車輪は B23K 101/00 に広い範囲で包含されるが、このコードは、あまりに一般的でサーチに有用な情報を提供しないため、適用すべきでない。関連しているインデキシング系列の以下の抜粋を参照すること。

- 101/00 ハンダ付、溶接または切断により製造される物品
- 101/02 ・ ハニカム構造
- 101/04 ・ 管状または中空物品
- 101/06 ・ ・ 管
- 101/08 ・ ・ ・ フィンまたはリブ付のもの
- 101/10 ・ ・ パイプライン
- 101/12 ・ ・ 容器
- 101/14 ・ ・ 熱交換器
- 101/16 ・ 無期限長さのバンドまたはシート
- 101/18 ・ シートパネル
- 101/20 ・ 工具
- 101/22 ・ 金網、線材編物または類似物
- 101/24 ・ 枠組
- 101/26 ・ 軌道レールまたは類似のレール
- 101/28 ・ 梁

X. 義務的分類；非義務的分類及びインデキシング

一般的アプローチ：義務的分類、非義務的分類、非義務的インデキシング；公開段階の異なる特許文献の分類手順

一般的アプローチ

115 前述の 77 項～80 項で示されているように、特許文献は原則として発明情報を含んでおり、さらに付加情報、すなわち、それ自体は従来技術への付加でなくサーチャーに有益な情報と思われる重要な技術情報も含むことがある。

116 発明情報は、分類記号によってのみ示される。

117 付加情報は、分類記号、インデキシングコード、又はその両者によって示される。IPC の任意の箇所の分類記号は、それらの記号と関連する任意のインデキシングコードと共に、付加情報を指示するために利用できる。

義務的分類

118 国際特許分類に関するストラスブール協定の第 4 条第(3)項に従って、同盟国の権限ある当局は、特許文献の分類付与において“その特許文献が関係する発明に適用される IPC の完全記号”を表示しなければならない。つまり、発明情報を表現する分類記号を付与することは、前述の権限ある当局の義務である。

非義務的分類；非義務的インデキシング

119 何れの付加情報もサーチに有用となり得るため、分類又はインデキシングすることが望ましい。非義務的分類又は非義務的インデキシングを用いる際の分類付与官を支援するために、特定の分類箇所に推奨が記されることがある。しかし、このような推奨はこの分類又はインデキシングの任意性に影響を与えない。

公開段階が異なる特許文献の分類手順

120 前述の 77 項で説明されている特許文献中の発明情報は、すべて分類すべきである。特許文献が分類される審査手順の段階によっては、精確な発明情報は、完全に決定できない場合があった。後述の 121 項～130 項では、主な特許文献の型（特許されたもの、サーチ済公開文献、未サーチ公開文献）を分類するためにこの発明情報に最も近いものを決定する手順が要約されている。

サーチ及び審査後に特許された文献への分類

121 特許文献の請求の範囲に含まれるあらゆる主題事項は、請求された主題事項の新規性及び非自明性のある構成の要素又は成分（組合せの構成要素）を考慮した上で、発明情報として分類しなければならない。分類は、各請求項の主題事項全体、及び請求項に記載の発明の態様に基づいて行われるべきである。

122 新規性及び非自明性のある未請求の主題事項が開示されていれば、それらもすべて発明情報として分類されなければならない。

123 サーチに有用であれば、請求項又は未請求の開示において記載されている発明情報を補足する付加情報は、すべて分類又はインデキシングすることが望ましい。

サーチ済だが未審査の特許文献（例えば、特許出願書類）の分類

124 サーチの結果、新規性及び非自明性があると思われる、請求されているあらゆる主題事項は、請求された主題事項の新規性及び非自明性のある構成要素又は成分（組合せの構成要素）を考慮した上で、発明情報として分類されなければならない。

125 サーチの結果、新規性及び非自明性があると思われる未請求の主題事項が開示されていれば、それらもすべて発明情報として分類しなければならない。

126 サーチに有用であれば、請求項又は未請求の開示において記載されている発明情報を補足する付加情報は、すべて分類又はインデキシングすることが望ましい。

未サーチ特許文献の分類

127 その技術分野における専門家である分類付与官が、新規性及び非自明性があると判断する請求されているあらゆる主題事項は、請求された主題事項の潜在的に新規性及び非自明性のある構成要素又は成分（組合せの構成要素）を考慮した上で、発明情報として分類しなければならない。

128 その技術分野における専門家である分類付与官が、新規性及び非自明性があると判断する未請求の主題事項が開示されていれば、それらもすべて発明情報として分類しなければならない。

129 関連技術分野の専門家でない分類付与官は、すべての請求項を用いて分類する主題事項を決定しなければならない。

130 サーチに有用であれば、請求項又は未請求の開示において記載されている発明情報を補足する付加情報は、すべて分類又はインデキシングすることが望ましい。

概説

131 各特許文献は、単体として分類すべきでなく、その特許文献の中で請求又は開示されている、異なる発明性のあるものすべてを特定し、別々に分類すべきである。このような異なる発明性のあるものは、例えば、異なる請求項、別の変形、又は主題事項の異なるカテゴリー（例えば、生産物又はその生産方法）などにより表現される。

131の2 もし、一つの文献に別個に含まれる二つ以上の発明性のあるものが、同一グループに含まれるなら、そのグループの分類記号は1回のみ付与される。もし、ある発明性のあるものが特定のグループにおける発明情報分類に相応しく、かつ前者と同一特許文献の中にある別の発明性のあるものが前者と同一グループにおける付加情報分類に相応しいなら、発明情報分類のみが付与される。

132 発明情報を表現する未請求の主題事項は、同一の特許庁における関連した公開済みの出願（例えば、公開された分割出願の親出願）の分類において十分に特定されている場合は分類する必要はない。

133 分類付与官が、特許文献に発明情報が何ら表現されていないと判断した場合でも、少なくとも1つの分類記号を発明情報記号としてその特許文献に付与しなければならない。こうした場合においては、分類付与官がサーチに最も有用であると判断するすべての開示の一部に基づいて分類すべきである。

134 不要と思われる分類記号を最小限にするために、以前に公開された出願の分類は、その出願が特許付与、サーチ、評価又は放棄される際に、その分類を確認または変更する目的で再検討することができる。しかし、知的財産庁の中には、出願を一度のみ分類し、特許を付与する際に分類を再検討しない庁もあることに留意すべきである。

XI. 分類箇所を選択するためのルール

一般ルール；優先ルール；特別ルール

135 特許文献をどこに分類するか決定する前に、前述の 77 項～101 項で説明されているように、特許文献に記載されている発明情報及び付加情報を正しく決定する必要がある。決定した後は、この情報をできるだけ完全に分類しなければならない。分類されるべき情報は、全ての一般的分類の規則について同じ方法で決定される。特定の特徴に関する分類箇所の有無によって、分類する情報の内容を修正すべきでない（前述の X 章を参照）。

サブクラスの選択

136 IPC は階層的な分類体系であるため、発明の主題を分類する適切なサブクラスを決定するためには、その階層構造を用いて系統的なアプローチで段階的に行うことができる。まず関連したセクションを特定し、それから適切なサブセクション及びクラス、並びに、選択したクラスの下位にある、当該主題を最も十分に包含しているサブクラスを特定できる。このアプローチに従う際は、セクション、サブセクション及びクラスの各タイトルは、範囲についての適度な示唆を与えるのみであることに留意すべきである。

137 関連したサブクラスを決定するためには、代替りの方法の方が効果的なことがしばしばある。この代替りの方法には、以下を挙げることができる。

- (a) IPC のキーワードインデックス（アルファベット順）の使用
- (b) IPC 本文又はキーワードインデックスのテキスト検索
- (c) 当該主題に最も関連した特許文献の分類記号の検討。例えば、関連した技術用語によるテキスト検索中に発見した文献の統計的分析による検討。しかし、別個の文献に付与された分類を利用して、当該主題に関連したサブクラスを決定するときは、慎重に決定すべきである。なぜなら、文献の分類は、その開示された文献の異なる部分に基づいて行われることがあり得るからである。

これらの代替りの方法で、サブクラス以上の特定の分類箇所を決定することができるが、これが分類に関連しているかどうかは、その分類箇所の、階層的に上位にある分類箇所及び IPC のその特定箇所の分類規則を考慮し、その分類箇所の範囲を見て確認しなければならない。

138 前述の方法を用いてサブクラスを特定した後は、その範囲が、分類する技術主題を包含するに足りるだけ広いかどうかを確認する必要がある（前述の VII 章“分類箇所の分類範囲”を参照）。このために、参照、そのサブクラスのタイトルに続く注、及び定義があればそれを検討すべきである。

グループの選択

139 適切なサブクラスを選択した後、当該サブクラス内の関連したメイングループ及びサブグループを決定するためには、IPC の階層構造を用いる手順に従うべきである。この手順を適用する前に、後述の 3 つの一般分類規則（一般ルール、ファーストプレイス優先ルール及びラストプレイス優先ルール）のうち、選択したサブクラスにどれを用いるか及びそのサブクラスに特別分類ルールが適用されているかどうかを確認する必要がある。いくつかのサブクラスにおいては、異なる部分において異なる一般分類規則が用いられている。例えば、仮に分類表の中で一つのメイングループのみがラストプレイス優先ルールを用いており、他のメイングループが一般ルールを用いている場合、メイングループの選択は一般ルールを用いて行い、サブグループの選択はその関連するメイングループの中で適用されているルールに従って行われる。

140 後述の各項では一般分類規則同士の相違が記されるが、各一般規則には以下の重要な特徴が共通していることに留意することが重要である。

- (a) 技術主題の多くは、そのサブクラス系列の1つのグループでのみ完全に包含されている。この場合、そのサブクラス系列で用いられている一般分類規則に関係なく、その主題はこのグループに分類する。
- (b) 特許文献に2以上の発明の主題が開示されている場合、各主題を分類する際に、そのサブクラスで用いられる一般規則を別々に適用する。
- (c) 発明の主題の組み合わせの要素が新規かつ非自明そのものである場合、そのサブクラスで用いられる一般規則に従って別々に分類する。

関連した単一又は複数のグループの決定に、そのサブクラスに用いられる一般分類規則が重要となるのは、その技術主題がサブクラスの2以上のグループに包含される場合（すなわち、いくつかのグループで範囲が重複している可能性があったり、グループがその主題の組み合わせの要素にのみ適用できるものであって、その主題そのものには適用できない場合）のみである。

一般ルール

141 一般ルールは、IPCにおいては“デフォルト”分類ルールであり、優先分類ルールや特別分類ルールが指定されていないIPCのすべての分野に適用される。これは、単一の技術主題がIPC内の単一の箇所に分類されるようにIPCを工夫するという原則（前述の75項を参照）に基づいている。この原則は、IPCの各分類箇所は互いに排他的であることを前提とする。これが適用されない場合は、後述の144項(b)の原則を適用すべきである。

142 後述の146項～154項に記載されているファーストプレイス優先ルール及びラストプレイス優先ルールとは対照的に、IPCの一般ルールの適用分野ではいかなる一般優先ルールも適用されない。分類はすべての適切な箇所に付与されるべきである（例えば、前述の88項～91項を参照）。しかし、不要な多重分類を抑え、分類しようとする技術主題を最も適切に表現するグループを選択するために、以下の優先原則を適用することができる。

- (a) より複雑な事項に関するグループは、あまり複雑でない事項に関するグループに優先する。例えば、組合せに関するグループは、組合せの各構成要素に関するグループに優先し、“もの全体”に関するグループは、“細部”に関するグループに優先する。
- (b) より特殊な主題事項に関するグループは、あまり特殊でない主題事項に関するグループに優先する。例えば、独特な型の事項に関するグループ又は特殊な課題を解決するための手段を備える事項に関するグループは、より一般的なグループに優先する。

143 複数の観点に特徴がある主題事項を分類する際、又は、サーチに有用な情報に付加的な分類記号を付与する際には、多重分類の原則が適用される（前述の102項～107項を参照）。

144 適切なサブクラスを選択した後は、階層の各レベルにおいて詳細な分類箇所を特定するために、メイングループレベルから始める以下の手順が適用される。

- (a) すべてのグループを検討し、その中の1つのグループのみが、分類すべき技術主題を提供しているかどうかを決定する。この場合は、ステップ(c)を適用すべきである。
- (b) 2以上のグループが分類すべき技術主題を提供していると決定される場合、前述の142項で説明された原則が指針として用いられる。

- (i) これらの原則がグループ間の優先を示していれば、優先されるグループを選択しなければならない。優先度がより低い他のグループも、例えば論理演算によるサーチのためなど、サーチの目的で有用であると考えられれば分類のために選択することができ、そしてステップ (c) を選択された各グループに適用すべきである。
- (ii) グループ間の優先がこれらの原則では決定できない場合、ステップ (c) を各グループにそれぞれ適用すべきである。
- (c) ステップ (a) 及び、必要であれば、ステップ (b) を、次の各階層レベルにおいて、技術主題を提供する次の階層レベルのサブグループがなくなるまで繰り返す。

145 組合せに関する特定の箇所が、一般ルールが適用されている分類の分野で提供されていない場合、前述の 142 項で説明されている原則により、その組合せの構成要素に従って分類する。これらの原則に従って、分類として選択されなかった組合せの各構成要素は、付加情報の分類として考慮すべきである。

優先ルール

146 IPC のいくつかの分野では、優先分類ルールを採用している。これらのルールは、分類の整合性を向上させることを目的としている。一般ルールとは対照的に、優先ルールでは、当該分野のすべてのグループ間に一般優先ルールが適用される。これを可能にするために、分類表は特定のルールに特に適応している。たとえ一般優先ルールが適用されている分野であっても、例えば、主題事項の異なる観点を分類する必要がある場合や、分類することが望ましい付加情報が主題事項に含まれている場合などに、多重分類が可能である。優先分類ルールが採用される分野は、こうした分類ルールの対象となる最初の箇所の前に、あるいは階層上より上位にある箇所に表された注で明示される。

ファーストプレイス優先ルール

147 IPC のいくつかの箇所では、ファーストプレイス優先ルールが用いられる。このルールが適用される場合は、次のような注で明示される：“このサブクラス/メイングループ/グループでは、ファーストプレイス優先ルールが適用される、すなわち、各階層毎に、相反する指示がない限り、最初に適した箇所に分類する”。例えば、G03F 1/00 又は H04W の関連する注を参照されたい。このルールでは、発明の技術主題は、分類の適切な最も深いインデントレベルで分類するサブグループを選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最初のグループを順次特定することにより分類する。1 件の特許文献に特定の技術主題が複数開示されているときは、各技術主題それぞれにファーストプレイス優先ルールを適用する。

148 ファーストプレイス優先ルールが導入された分類表には、グループの標準配列が記載される。この標準配列は、その分類表の最上位にある最も複雑な又は特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でない又は特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べられている。

149 発明の主題に適切なサブクラスを選択した後は、詳細な分類箇所を特定するために以下の手順を適用する。

- (a) 少なくとも発明の主題の一部を提供しているサブクラスの最初のメイングループを決定する。
- (b) このメイングループの下位にある、少なくとも発明の主題の一部を提供している最初の 1 ドットのサブグループを決定する。
- (c) 発明の主題を提供している、最も深いサブグループレベル（すなわち、ドット数が最も多いもの）で最初のサブグループを決定するまで、サブグループの連続する階層順に、これまでの手順を繰り返す。

150 もし分類されるべき事項が、ファーストプレイス優先ルールの適用される分野に含まれる物の組合せに関連し、かつその組合せについては特定の分類箇所がどこにも提供されていない場合、その組合せは、その組合せの各構成要素のうち、少なくとも1つを提供している最初のグループに分類する。その他すべての組合せの各構成要素で、新規かつ非自明であると見なされたものも、ファーストプレイス優先ルールに従ってそれぞれ分類しなければならない。サーチに重要な情報を表現していると考えられる組合せの各構成要素は、付加情報として分類することができる。

ラストプレイス優先ルール

151 IPCのいくつかの箇所では、ラストプレイス優先ルールが用いられる。このルールが適用される場合は、次のような注で明示される：“このサブクラス/メイングループ/グループでは、ラストプレイス優先ルールが適用される、すなわち、各階層毎に、相反する指示がない限り、最後に適した箇所に分類する”。例えば、A61K、C08G、C10Mの関連した注を参照されたい。このルールでは、発明の技術主題は、分類の適切な最も深いインデントレベルで分類するサブグループを選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最後のグループを順次特定することにより分類する。1件の特許文献に特定の技術主題が複数開示されているときは、各技術主題それぞれにラストプレイス優先ルールを適用する。

152 ラストプレイス優先ルールが導入された分類表では、グループ配列は正式には標準化されていない。しかし、グループの配列はしばしば、その分類表の最上位のあまり複雑でない又はより一般的な主題事項から、その分類表のより低い箇所に置かれたより複雑な又は特殊な主題事項へ順次進むという原則に従って並べられている。

153 適切なサブクラスを選択した後は、詳細な分類箇所を特定するために以下の手順を適用する。

- (a) 少なくとも発明の主題の一部を提供しているサブクラスの最後のメイングループを決定する。
- (b) このメイングループの下位にある、少なくとも発明の主題の一部を提供している最後の1ドットのサブグループを決定する。
- (c) 発明の主題を提供している、最も深いサブグループレベル（すなわち、ドット数が最も多いもの）で最後のサブグループを決定するまで、サブグループの連続する階層順に、これまでの手順を繰り返す。

154 もし分類されるべき事項が、ファーストプレイス優先ルールの適用される分野に含まれる物の組合せに関連し、かつその組合せに関する特定の分類箇所が何ら提供されていない場合、その組合せは、その組合せの各構成要素のうち少なくとも1つを提供している最後のグループに分類する。その他すべての組合せの各構成要素で、新規かつ非自明であると見なされたものも、ラストプレイス優先ルールに従ってそれぞれ分類しなければならない。サーチに重要な情報を表現していると考えられる組合せの各構成要素は、付加情報として分類することができる。

特別ルール

155 IPCの若干の箇所では、特別分類ルールが用いられる。これらの箇所では、これらのルールが一般分類規則に優先する。特別ルールが適用される場合は常に、関連した箇所（例えば、C04B 38/00、C08L、G05D）にある注で明示される。例えば、サブクラス C08L（“高分子化合物の組成物”）に続く注2 (b) には、このサブクラスでは、“組成物は最も高い割合で存在する1つ以上の高分子成分に従って分類される；もしこれらすべての成分が同じ割合で存在するならば、その組成物はこれらの成分の各々に従って分類される”ことが明記されている。

XII. 特許文献における分類記号とインデキシングコードの表記法

156 分類記号とインデキシングコードの順序は次のとおりである：

- (a) 発明情報を表現する分類記号。これらの分類記号の中で発明を最も適切に表現する記号を最初に記載すべきである。
- (b) 付加情報を表現する分類記号
- (c) インデキシングコード

157 分類記号及びインデキシングコードは、各行に記号又はコードを1つのみ有する1又は複数の列の表形式で表示される。前述の156項による順序は、第一列を下方向に、次いで第二列を下方向に、以下同様に進行すべきである。

158 対象文献が少なくともその一部についてメイングループのみを用いて分類されている場合は、IPCのバージョン表記を、略称“Int.Cl.”に続き、丸括弧で囲んで表示する。当該文献を1つのレベルにのみに、すなわち、フルIPCのみ又はメイングループのみに分類する特許庁がほとんどである（後述の161項の例(a)及び(b)を参照）。フルIPCを用いて分類するときは、各IPC記号がいつ新設又は実質的に改正されたかを示すバージョン表記（年、月）（上述の42(b)項参照）を、当該各IPC記号に続き丸括弧で囲んで表示する。ただし、(2006.01)より前になるバージョン表記は(2006.01)に置換されるべきことに注意する。

158の2 IPC第7版までの以前の版では、一般に分類の版は上付のアラビア数字を略語のすぐ後に印刷することで示された。そこで、第5版に従って分類された文献のための略語はInt.Cl.⁵である。しかしながら、それが第1版準拠のものであればアラビア語の上付文字はなく、その表記はInt.Cl.のみである。

159 メイングループのみ用いて分類するとき、IPC記号は標準フォント（すなわち、イタリック体でないもの）で印刷又は表示され、フルIPCを用いて分類するとき、IPC記号はイタリック体で印刷又は表示される。

160 発明情報の記号は、太字で印刷又は表示され、付加情報の記号は標準フォント（すなわち、太字でないもの）で印刷又は表示される。

161 同一の文献について、フルIPCを用いる場合、メイングループのみを用いる場合、又はフルIPCとメイングループ双方を用いる場合に記載されるIPC分類記号及びバージョン表記を以下に例示する。

- (a) フルIPCで分類する場合：

Int.Cl.
B28B 5/00 (2006.01)
H04H 20/12 (2008.01)
H01H 33/65 (2009.01)

このとき：

B28B 5/00 完全IPC（イタリック体）で分類された発明情報（太字書体）を示す；

H04H 20/12 完全IPC（イタリック体）で分類された発明情報（太字書体）を示す；

H01H 33/65 完全IPC（イタリック体）で分類された付加情報（イタリック体でない普通書体）を示す。

- (b) メイングループだけで分類する場合：

Int. Cl. (2011.01)
B28B 5/00
H04H 20/00
H01H 33/00

このとき：

B28B 5/00 メイングループ（イタリック体でない普通書体）のみで分類された発明情報（太字書体）を示す；

H04H 20/00 メイングループ（イタリック体でない普通書体）のみで分類された発明情報（太字書体）を示す；

H01H 33/00 メイングループ（イタリック体でない普通書体）のみで分類された付加情報（イタリック体でない普通書体）を示す。

- (c) 発明情報を完全 IPC で分類し、付加情報をメイングループのみで分類する場合：

Int. Cl. (2011.01)
B28B 5/00 (2006.01)
H04H 20/12 (2008.01)
H01H 33/00

このとき：

B28B 5/00 完全 IPC（イタリック体）で分類された発明情報（太字書体）を示す；

H04H 20/12 完全 IPC（イタリック体）で分類された発明情報（太字書体）を示す；

H01H 33/00 メイングループ（イタリック体でない普通書体）のみで分類された付加情報（イタリック体でない普通書体）を示す。

XIII. IPC で適切に包含されない主題事項のための特別な分類箇所

162 通常、特許文献において開示されている発明情報は、1以上の分類箇所に適切に包含される。しかしながら、技術の発展に伴い、現行の分類箇所では、新たに開示されるすべての主題事項を適切に提供できないことは必至である。こうした主題事項の分類は必要であるため、技術を限定しないタイトルを有する特別な分類箇所が設けられている。新しい型の主題事項を包含する技術的に定義された分類箇所が新設されるまで、こうした主題事項はこれらの分類箇所に分類される。

163 特許文献の発明情報が、最も適したセクションの何れのサブクラスにも適切に包含されない場合、この発明情報は、そのセクションの特別な残余メイングループに分類される。特別な残余メイングループは、それぞれ、セクション記号の後ろに“99Z 99/00”を付けて表示される。特別な残余クラス、残余サブクラス及び残余メイングループは、すべて、同じタイトルを有する。

例（セクション A の場合）：

A99Z 99/00 このセクションの中で他に分類されない主題事項

特別な残余サブクラスには、それぞれ以下の標準注を設ける。

“このサブクラスは、以下の主題事項を包含する (a) このセクションのサブクラスに包含される主題事項に分類されないが、最も関連しているものであり、(b) 別の何れのセクションの何れのサブクラスにも明示的に包含されないもの。”

164 発明情報が、あるサブクラスには包含されるがそのサブクラス内の特定のタイトルをもつグループの何れにも包含されない場合は、その発明情報は、そのサブクラスの残余メイングループに常に分類される。この残余メイングループの利用を促すために、こうしたメイングループは、これらが必要な箇所においては、サブクラス内の分類の最下位に置かれ、可能な限り標準グループ記号の 99/00 が指定される。残余メイングループに分類する前に、別のサブクラス又は同一のサブクラスの他のメイングループに分類できるかどうか十分に検討すべきである。当該主題事項をそれがタイトルで明示されていない箇所に分類する場合について記した、前述の 92 項から 99 項で説明されたような箇所の範囲を尊重すべきである。2以上の異なるメイングループに包含される主題事項の組み合わせは、他に指示がない限り、残余メイングループに分類すべきでない。組み合わせ型の主題事項の通常のカテゴリについては、前述の 145 項、150 項、及び 154 項を参照のこと。

165 特定の発明情報について、適切なサブクラスに残余メイングループが存在しない場合は、適切なセクションの特別な残余メイングループに分類する（前述の 163 項を参照）。

XIV. サーチを目的とした IPC の利用

様々なサーチの種類；サーチの準備；サーチ分野の決定

様々なサーチの種類

166 公開される特許文献のほとんどすべてに IPC が付与されている。IPC は、紙文書又は電子的データベースにおいて、以下のような様々なサーチに利用できる。

- (a) **新規性のサーチ** – “新規性のサーチ”の目的は、特許出願において請求された発明に新規性があるかないか判断することである。このサーチでのねらいは、ある発明が、サーチにおいて照会する日付より早くに公開されているかどうかを確認するために、関連先行技術を探し出すことである。
- (b) **特許性又は有効性のサーチ** – “特許性又は有効性のサーチ”は、新規性の決定に関連のある文献だけでなく、他の特許性に関する基準の決定にも関連のある文献を特定するために行なう。例えば、進歩性があるかないか（すなわち、特定の発明が自明か非自明か）、又は、すぐれた効果が得られたか、技術的な進歩が達成されたかどうかを判断する。この型のサーチは、当該発明に関連した要素を含むと思われる技術分野が、すべて包含されるべきである。新規性及び発明性のサーチは、主に工業所有権庁がその特許審査過程において行なう。
- (c) **侵害サーチ** – “侵害サーチ”の目的は、特定の産業活動により侵害されている可能性がある特許及び公開公報を特定することである。この型のサーチのねらいは、ある特許が、その産業活動又はその一部を含めた、排他的権利を与えているか決定することである。
- (d) **情報サーチ** – “情報サーチ”は、照会者に特定の技術分野の従来技術を把握させる。これは、“従来技術のサーチ”ともよく呼ばれる。この型のサーチでは、研究開発活動のための背景情報を得ることができ、さらにその特定分野に公開公報が既にあるかどうか確認することができる。さらに、この型のサーチを行う他の理由は、使用される技術に代わるような代替的技術を決定する必要があること、又は、ライセンスを申し込んでいる特定の技術若しくは取得を検討している特定の技術を評価する必要があるからである。

サーチの準備

167 サーチを行なう前に、そのサーチの技術主題を明確にしておくことが不可欠である。特定の型のサーチ（例えば、“特許性のサーチ”）には、2以上の技術主題をサーチすることが必要かもしれない。サーチャーは、サーチする技術主題を明確に決定した後は、この技術主題に適切な IPC 分類箇所を特定しなければならない。問題の技術主題を検討することにより、この技術主題と明らかに関連している技術分野を広く又は限定して包含している1つ以上の用語（技術用語）を特定することが可能になる。

サーチ分野の決定

168 サチャーは、技術主題に関する技術用語を特定した後は、IPC 本文中の技術用語をサーチできる IPC のキーワードインデックス若しくは電子公開の中での用語検索を用いて、分類体系をサーチすることが望ましい。キーワードインデックスは、サーチャーに IPC の的確なグループを示すであろうが、IPC のメイングループ又はサブクラスを示すに留まる場合もしばしばある。キーワードインデックスのイントロダクションには、推奨される利用方法が記載されている。キーワードインデックスは、IPC の何れの箇所の代わりにもならず、IPC の何らかの箇所の効果を修正するものとして読むてはならないことに留意すべきである。

169 キーワードインデックスを用いたり、電子公開中の用語検索によっても適切なサーチ分野が分からない場合は、サーチャーは、IPC の8つセクションに目を通し、タイトルを見て可能性のあるサブセクシ

ョン及びクラスを選択すべきである。次に、選択したクラスとその下位にあるサブクラスを調べ、問題の主題を包含すると思われるサブクラスに注目する。当該主題を最も十分に包含するサブクラスを選択すべきである。

170 適切なサブクラスを決定する別の方法は、特許文献のフルテキスト又は要約からなるデータベースにおいて、特定した技術用語を用いてテキストサーチを行なった後に、サーチ結果の文献に付与された分類記号を統計的に分析することである。文献の分類記号に最も頻繁に表されるサブクラスが、サーチ分野に包含されるように考慮すべきである。

171 適切なサブクラスを選択した後は、選択したサブクラスタイトルに表示されている参照及び注をチェックし、サブクラスのより精確な内容を見たり、関連するサブクラスとの境界を特定する必要がある。これにより、望む主題が別の箇所にあることが分かる場合もある。選択したサブクラスに定義が作成されていれば、定義はサブクラス範囲を最も精確に表現しているため、これを詳細に検討すべきである。

172 次に、このサブクラス中のメイングループをすべて調べ、メイングループのタイトル並びに注及び参照を考慮した上で、最も適切なメイングループを決定すべきである。サブクラス内を素早く把握するには、サブクラスの冒頭に記載されているサブクラス内の索引を利用するとよい。

173 サーチャーは、適切なメイングループを決定した後は、1ドットのサブグループを調べ、問題の主題に最も適切と思われるグループを特定すべきである。この1ドットのサブグループが、2以上のドットを有する下位に展開されるグループを有する場合は、サーチのために選択するグループは、最も階層が深い（すなわちドット数が最も多い）最も適切なグループである。

174 選択したグループが他のグループに対する優先参照を含んでいる場合、例えば、選択したグループが“7/16… (7/12が優先)”という形式で表現されている場合、選択したグループだけでなく優先するグループもサーチすることが必要である。すなわち、この例で言えば、グループ7/16の技術主題に加えグループ7/12の技術主題を包含する文献が、グループ7/12に分類されるため、グループ7/16だけでなく7/12もサーチすることが必要である。その一方で、問題の主題が7/16の技術主題に加え7/12の技術主題をも包含している場合、一般的にはグループ7/16をサーチする必要はない。

例: C08F 2/04 溶液重合 (C08F 2/32が優先)
C08F 2/32 油中水型乳濁液中における重合

特定の溶媒中で起こることに特徴がある重合は、これらの箇所の何れかにあり得る。よって、これらの箇所双方をサーチする必要がある。しかし、問題となる重合が油中水型 (W/O型) 乳濁液の中で起こり得ない場合、C08F 2/32をサーチする必要はない。

175 選択したグループが、優先ルール、例えばラストプレイス優先ルールなどに、全体的に従っているサブクラスに又はその一部にある場合、サーチする技術主題の観点を含むしている可能性のある他のグループを特定するために、優先されるグループの範囲には特に注意すべきである。

176 サーチャーは、選択したグループのサーチが完了した後は、問題の主題を包含する、より範囲の広い主題が分類されていることがあるため、階層的にそのグループより上位にあるグループ (すなわちドットがより少ないグループ) を検討することができる。

177 IPCの各分野については、多重分類又はインデキシングが採用されている場合、検索式をより具体的にするために、サーチにはまず分類記号の組み合わせ又は分類記号と関連するインデキシングコードを用いることが推奨される。完全なサーチ結果を得るため、後に、最も適切な分類記号のみを利用することにより検索式の範囲を広げることができる。

178 関連文献のサーチに失敗した場合、IPCの適切な分類箇所を用いていないということかもしれない。この場合、問題の技術主題を別の方法で表現し、サーチ分野を決定する手順を再検討すべきである。

XV. マスター・クラシフィケーション・データベース

179 マスター・クラシフィケーション・データベース (MCD) は、様々な公開段階にある特許文献のすべての書誌データ要素 (例えば IPC 記号、出願人及び発明者の名称、発明の名称、要約、ファミリーのための優先情報) を保持しているデータベースである。このデータベースには、原則として、すべての特許文献の集合体が MCD に可能な限り蓄積される。このデータベースには、ファミリー情報も含まれる。

180 IPC リフォームの間、特許文献に付与された IPC 記号の蓄積のためだけでなく、IPC 改正の都度これらの記号の更新を管理するためにもこのデータベースが構築された。MCD に含まれている特許文献は、現行バージョンの有効な IPC に基づいて分類される。すなわちこれは、特許検索は、IPC の現行バージョンのみを用いて行うことが可能であり、過去の版の IPC に依存する必要がなくなることを意味する。分類表の改正期間中、このデータベースに基づいて、関連ファイルの再分類に参加している各特許庁への作業が分担される。MCD の運用の原則は、“運用の概念 (Concept of Operations (CONOPS)) ” に説明されており、それは IPC のウェブサイトで見られる。

181 MCD は、管理データベースであり、一般からのアクセスは不可能である。このデータベースの複製については、他のデータベースのコンテンツの更新のために提供され得る。従って、MCD データを組み込んだデータベースを経由すれば、WIPO 及び各知的財産庁のインターネットサイトを介して並びに商用ホストを介して二次的にアクセスすることも可能である。

182 [削除]

XVI. 用語解説

分類用語及び表現；分類において用いられている技術用語及び表現

分類用語及び表現

183 この用語解説では、意味及び使用法の説明が必要な IPC の諸原則及び諸ルールに関連した用語及び表現の一覧が示される。

従来技術への付加 (addition to the state of the art)	=	問題となっている主題事項と従来技術との差異。
観点 (aspect)	=	技術情報、特に発明情報を捉えるときの特徴的な物の見方で、これに基づいて情報を分類することができる (例えば、「主題事項のカテゴリー (Categories of subject matter)」は、発明の「観点」を表すことがある)。
分類箇所の基本主題事項 (basic subject matter of a classification place)	=	分類箇所のタイトル及び定義により包含されることが明示的に述べられている主題事項。すなわち、主題事項そのものであって、主題事項がその一部となっている組合せではない。
ボーダーライン (ライン) (borderline (line))	=	明確に述べられた、分類箇所間の境界。
主題事項のカテゴリー (categories of subject matter)	=	<p>発明情報の主な区分。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生産物の使用方法又は非製造方法若しくは活動の実施方法 - 生産物、例えば、製造物品 - 生産物の製造方法 - 装置、及び - 生産物を製造するための材料。 <p>これらのカテゴリーは、文脈により判断される。例えば、(1) 製造方法の生産物は、それ自体が別の生産物を製造するための材料となり得る。(2) 生産物の製造方法は、同時に、当該生産物を製造する材料を使用する方法にもなり得る。</p>

- 組合せ (combination) = ある目的のために集められる、2以上の工程又は構成要素から成る全体として技術的な「もの」。例えば、
- 3工程からなる製造方法は、ある製品を製造する3つの工程の組合せである。
 - 5成分から成る化学組成物は、各々の成分が単独では有していない特性を有している5つの成分の組合せである。及び、
 - 車椅子は、人を着座状態で移動させることを目的とした、椅子と車輪部の組合せである。
- しかし、用語「組合せ」と「組合せの各構成要素」は、相対的な用語である。よって、前述の最初の例は、第4工程を加えればより大きな組合せの構成要素と考えられる。前述の三番目の例では、車輪部は車椅子の組合せの構成要素であると同時に、それ自体が、タイヤ、スポーク、リムからなる組合せである。
- 実施態様 (embodiment) = 特定の開示例であって、発明概念、すなわち、開示の別の箇所により一般的に述べられている概念を、どのように実施することができるか示す。
「属」を参照。
- グループのファイルスコープ (file scope of a group) = 主題事項がグループのスコープ内に包含されるが、その下位で展開されているサブグループのいずれにおいても明示されていない。サブグループを一つも持たないグループについては、そのグループのスコープとファイルスコープとは、同一である。サブグループを新たに有するグループについては、そのグループのスコープは変わらないが、ファイルスコープは縮小する。グループのファイルスコープとは、グループそれ自体に分類されるが、そのサブグループのいずれにも分類されない、主題事項の残余である、と理解することができる。
- 属 (genus) = 共通の限定を有している主題事項のあるカテゴリ内における実施態様の集合体。
- 亜属 (subgenus) (つまり種 (species)) は、ある属内におけるサブ集合体である。
- 究極種 (ultimate species) は、ある属内で最も特定された実施態様である。これは、全く多様性のない実施態様であり、この表現は主に化学分野において用いられる。
- 例:
「無機化合物」を属として考えると、「無機塩類」又は「ナトリウム塩」は、「亜属」又は「種」であり、「塩化ナトリウム」は、「究極種」である。
- グループ枝 (グループ配列) (group branch (group array)) = サブクラスの一部。以下から成る。
- 特定のメイングループ又はサブグループ。及び
 - その下位でインデントされているあらゆるサブグループ。

インデント（行頭の字下げ）（indentation/indent） = 分類表中のグループの階層関係を示す図式表現。インデントは、（複数の）サブグループへと細展開するグループに含まれる主題事項の一部である細展開項目を示す。従属したサブグループの、その「親」グループへの依存関係は、サブグループタイトルを下位へ、つまり右側へ置き、その「親」グループより1つ多く、タイトルの前にドットを付けることにより、分類表では表示される。

例:

H01S 3/00 レーザ
 3/09 ・ 励起方法またはその装置、例、ポンピング
 3/091 ・ ・ 光学的ポンピングを用いるもの
 3/094 ・ ・ ・ コヒーレント光によるもの

この例では、サブグループ H01S 3/094 は、サブグループ H01S 3/091 及び H01S 3/09 に、並びにメイングループ H01S 3/00 に順次依存しており、これらの下位でインデントされている。階層及びインデントを使用しなければ、サブグループ H01S 3/094 のタイトルは、「コヒーレント光によるレーザの光学的ポンピングに関する励起方法または装置」とする必要があるだろう。

（特許文献における）発明情報（invention information (in a patent document)） = すべての開示（例えば、明細書、図面、請求項）の中の、すべての新規かつ非自明の主題事項であって、従来技術の文脈において従来技術への付加（例えば、述べられている課題への解決策）を表すもの。通常「発明情報」は、特許文献の請求項を指針として判断されるべきである。

発明性のあるもの（inventive thing） = 発明情報の何らかの部分であって、それ自体で新規かつ非自明であることを意味する。

対象物（object） = あらゆる実体のある技術主題。例えば製造物品、装置及び材料の一部を含む。

義務的分類（obligatory classification） = 特許文献の発明情報を完全に表すために必要な分類。

並列グループ（同階層グループ）（parallel groups (coordinate groups)） = 直接の上位分類が同じ（つまり、「親」サブクラス又はグループ）であり、階層（インデント）のレベルが同じである諸グループ。
 例: 同じサブクラス中のすべてのメイングループは、並列（同階層）である。

参照（Reference） = IPC の他の箇所を指向する参照で、(技術的な)主題事項を記述する語句からなり、続いてそれが包含される IPC の分類箇所(複数もあり)が記載される。

例:

A47B 25/00 カード用テーブル, 他のゲーム用テーブル(ビリヤード用テーブル A63D 15/00)

限定参照（Limiting reference） = 下記 2 カテゴリーの 1 つである参照：
 - 分類範囲限定の参照
 - 優先参照

分類範囲限定の参照 (Scope-limitation reference)	=	その参照が出現する分類箇所から主題事項を明確に除外するもので、そうしなければ当該主題事項はその分類箇所に包含されるような参照 — 「IPC 指針」第 39(a)項も見よ。
優先参照 (Precedence reference)	=	他の箇所が「優先する」ことを指示する参照で、2つの箇所に分類できるか、または分類する主題事項の異なる観点で別の箇所に包含されるような主題事項を、これら2箇所のうちの1箇所のみで分類することが望まれる場合に利用される参照 — 「IPC 指針」第 39(b)項も見よ。
非限定参照 (Non-limiting reference)	=	下記3カテゴリの1つである参照： <ul style="list-style-type: none"> — 応用指向参照 — 残余箇所からの参照 — 情報参照
応用指向参照 (Application-oriented reference)	=	(通常は機能指向箇所に出現する参照で) 検討中の主題事項が特別に適合しているか、特定の目的のために用いられるか、あるいはより大きな系へ組み込まれている場合に、その主題事項が包含されている箇所を指向する参照 — 「IPC 指針」第 39(c)項も見よ。
残余箇所からの参照 (Reference out of a residual place)	=	残余箇所に出現する参照で、検討中の主題事項を包含(分類)すべき箇所を明示する。従って当該残余箇所に優先する参照 — 「IPC 指針」第 39(d)項も見よ。
情報参照 (Informative reference)	=	サーチにとって重要となりうる主題事項の分類箇所を指示する参照であるが、その主題事項は参照が置かれた分類箇所のスコープにはない参照 — 「IPC 指針」第 39(e)項も見よ。
残余メイングループ (residual main group)	=	サブクラス系列内のメイングループであって、何れの技術的特徴によっても定義されず、当該サブクラスの他の何れのメイングループにも包含されていない主題事項を提供するもの。
残余箇所 (Residual place)	=	検討中の主題事項を包含(分類)する IPC 分類箇所が他にない場合に、そしてそのような場合のみに、分類が検討されるべき箇所 — 「IPC」第 87 の 2 項も見よ。
グループの標準配列 (standardised sequence of groups)	=	より複雑な主題事項からあまり複雑でない主題事項へ、及び、特殊化された主題事項から特殊化されていない主題事項へと並べる原則に従った、グループの配置。
サブクラス系列 (subclass scheme)	=	サブクラス内のグループの規則的な配列。

組合せの構成要素 (subcombination)	= 「もの」全体を形成する工程又は成分の部分集合。1つの組合せの構成要素には、1つ以上の成分又は工程が含まれ得る。
	<p>例えば、組合せの構成要素とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3工程からなる製造方法のうちの連続した2つの工程。 - より複雑な組成物の成分のうちの、幾つかの成分のみから成る1つの組成物。及び、 - 車椅子の車輪。 <p>組合せの構成要素は、それ自体が更なる組合せの構成要素から成ることがある。</p>
発明の(技術)主題 (technical subject of inventions)	= 方法、生産物、装置、又は材料を記述する(技術)情報で、新規かつ非自明なもの。
従来技術 (the state of the art)	= 既に公知の状態になっている、あらゆる技術主題事項の集合体である。
もの (thing)	= 実体のあるなしに関わらず、あらゆる技術主題事項を意味する。 例えば <ul style="list-style-type: none"> - 生産物の利用方法又は非製造作業を実施する方法； - 生産物(製造物品)； - 生産物の製造方法； - 装置；及び、 - 生産物を製造するための材料。

IPCにおいて用いられている技術用語及び技術表現

184 用語解説の本箇所では、例えば用語が複数の意味をもっていて、その適切なものを選ばなければならない場合に又はその用語が通常の使用よりもより精確若しくは限定された様式で使用されている場合などに、用語の意味又は使い方の説明が必要になってくるようなものについて、IPCに用いられたものの中から選定された技術用語及び技術表現の一覧が表示されている。この用語解説で挙げられた説明は、厳格な定義づけと見るべきではない。用語又は表現の意味は取り扱われている技術主題の前後の文脈において常に解釈されるべきである。

185 指針の前の方に記載されている用語及び表現の定義、例えば、53項～65項、に注意すること。

186 IPCの中に用いられるすべての定義は、その定義のおよぶ範囲においてこの用語解説にある説明に優先する。

187 以下の略称が使用される。

(形) 形容詞； (名) 名詞； (動) 動詞

適合、適用 (adaptation) = 1. ある条件を満たすための変更；
2. そのような変更を具体化するもの

装置 (apparatus)	=	その機能又は構造上の特徴についての用語で記載された、以下の目的で用いられる機械又は装置にかかる主題事項のカテゴリー。 - 生産物を製造するため、又は、 - 非製造方法及び活動を実行するため。
の配置 (arrangement of)	=	組立て、又は相互の配列。 この用語は関係するひとつの対象物の変更を含むことができるが、これはこの様な変更が配置に重要な意味がある場合に限る。
のための装置 (arrangements for)	=	特殊な機能を遂行する手段であって、通常それ自体変更できるものの組合せを含む。例えば、F16D 23/02 同期作用のための装置。
観点 (aspect)	=	技術情報、特に発明情報を捉えるときの特徴的なものの見方のこと。これに基づいて情報を分類することができる (例えば、“主題事項のカテゴリー (Categories of subject matter)” は、発明の“観点”を表すことがある)。
特徴 (名) (characteristic)	=	他と区別する特性。
化学組成物 (chemical composition)	=	各々化学的に結合していない、2以上の個別の化学物質 (例えば、化合物又は構成成分) からなる生成物。合金は、通常は組成物であるが、化合物である場合もある (例えば、金属間化合物など)。
化合物 (chemical compound)	=	化合物とは、化学結合により互いに結びついている原子から成る物質。
制御する (動) (control) ; 制御するもの (controlling) (速度 または電圧など下記に定義した 変数(variable)が影響を受け る状況)	=	変数に何らかの影響を与えること。例えば、その方向や値を変えること (値をゼロにすること、値をゼロから動かすことを含む)、それを一定の状態に保つこと、またはその変化の範囲を制限することなど。制御は自動である必要はなく、何らかの測定や試験を伴わなければならない必要もない。“調節 (regulation)” の行を参照。
エンジン (engine)	=	流体の圧力エネルギーから、例えば部材の回転又は往復運動のような機械的動力を生むための機械。
本質的 (essential)	=	その特徴がなければ他のグループに分類する必要がある場合、その特徴はそのグループへの分類に本質的である。
特性 (feature)	=	もののすべての属性、例えば、その形状、目的、使用方法、部分又は性質。
流動性の (形) (fluid)	=	気体又は液体の性質を有する。
流体 (名) (fluid)	=	すべての気体又は液体。
伝動装置 (gearing)	=	機械的運動又は機械的力を伝達する機械的、水力的、電氣的又はその他の手段。
取扱い (handling)	=	材料又は対象物の性質をたとえ一時的にせよ意図的又は本質的に変えず (例えば、変形、加熱、帯電をすることなしに)、これらを取り扱うこと。例えば、移送、貯蔵、位置ぎめ、分配、巻き付け、荷積み。

ラミネート (laminate)	=	多かれ少なかれ連続的に接触し互いに接合された複数の層よりなる実質的に均一な厚さを有する材料、例えば、合板。各層は不連続でもよいが隙間があってはいけない。
積層体 (layered product)	=	互いに固着した何らかの形態（例えば、蜂の巣状、波状）の複数の層（連続的、不連続的、又は間隙のある）からなる材料。通常全面にわたって実質的に均一の厚さのもの（すなわち、波状表面層によって作られるような部分的変化は無視する）；物品、例. 容器、の形でもよい。この用語は層間又は層中に空間を有する材料を含むので“ラミネート”より広い範囲のものである。
手動で (manually)	=	手で；限定的に記載されていなければ人体の他の部分で。
材料 (material)	=	主題事項のカテゴリの1つであってあらゆる原料、中間生産物又は生産物の製造に影響を与える組成物を含む。
測定する (measure)	=	ある値又はそのデータとの関係を決定し得るようにする（クラスG01の定義も参照）。
監視する (動) (monitor)	=	望ましくない状態が発生したときに、作動をなすか若しくは開始できるように、又は信号を発することができるように、連続的又は周期的に（人間又は器械により）注視し続ける。
原動機 (motor)	=	他の任意の形態のエネルギーから機械的運動を生み出す装置；その運動は連続的動作でも間欠的動作でもよい。この用語は“エンジン (engine)”を包含する。
重要な (of interest)	=	記載された文脈において重要である特性を有する。
適切な (pertinent)	=	その分野に重要な性質の。例えば、F02M17/00（“…適切な特徴を有する気化器”）において、その特徴はサブクラスタイトルに従って燃焼エンジンに供給する目的に特有でなければならない。
プラント (plant)	=	所望の成果を生み出すための機械、装置などの組合せ。ここでは、各機械などは別のもので扱ふことができ、かつしばしば別々に研究される機能をなすものであって、構造上部分も注目できるが全体の機能のみが通常注目される“装置”とは対立する。例えば、破碎機、コンベア、篩及び鉱滓分離機からなる鉱石処理プラント、又はスチーム供給若しくは運転に関して関係づけられた2つのエンジンからなるエンジンプラント。
可塑的 (形) (plastic)	=	所望の形状になりかつそれを保つために、いずれの方向の力によっても、部分的に又は全体として多かれ少なかれ容易に変形可能な。
プラスチック (形) (plastics)	=	プラスチックの
プラスチック (名) (plastics)	=	高分子化合物又はそのような化合物を基礎とした組成物、例えば、合成樹脂。
調製、調製品 (preparation)	=	<ol style="list-style-type: none"> 1. 種類を問わず物質、材料、化合物又は組成物の製造； 2. その後の処理等のための半完成の材料又は物品の前処理； 3. 特定の目的、例えば、薬用、のための組成物。

生産物 (product)	=	ある方法に起因する物品又は組成物、及び、構造上の特徴又は物理的若しくは化学的性質によって定義される物品又は組成物にかかる主題事項のカテゴリの1つ。
調節する (regulate) ; 調節 (regulation)	=	変量を自動的に望ましい値または望ましい範囲内の値に維持すること。望ましい値または範囲は、固定されることもあり、人為的に変更されることもあり、また予め定められた“プログラム”や他の変量の変化により時間の経過と共に変更されることもある。調節は“制御 (control) ”の一つの形態である。
素材 (stock)	=	何らかの前工程で生成された特定形状の (不定長の) 固体材料片 (半完成品) であって、物品の生産の一工程に (何らかの成形又は他の工程の前後に) 供給され使用されるもの。
処理 (treatment)	=	材料又は対象物に所望の結果を生じさせるための方法又は一連の方法の使用。処理は材料又は対象物の性質を完全に変えるものでもよい (例えば、化学処理) ; そうでない場合はこの用語は形状を変えることを含んでいるけれども全体の形態を変えずにある性質を変えること (例えば、加熱、被覆、つや出し、殺菌、磁化) を通常目的とする。その効力は一時的であっても、永久的であってもよく、又対象物の全体でも部分でもよい。
用途 ; 使用 (名) (use)	=	1. ものが用いられる目的又は技術分野 ; 2. ものが用いられる事実又は用いられる態様。
値 (value)	=	変量の又は測定可能な定量の大きさ又は数値的表現。
変量 (名) (variable)	=	測定可能な量又は性質。変化するものであるが変化している必要はない、例えば、長さ、速さ、電圧、色。この様な量又は性質は所定の実在物について又は所定の環境において、値が一定のままであることがあるので、変量の測定手段は一般に性質の定量の測定と同一である。したがって、変量といった場合そのように解釈しなければならない (セクション G の注参照) 。
仕上げ処理加工 (working-up)	=	所望の最終状態又は形態を得るために物質を処理すること、例えば、顔料の混入することによる着色、粒状化、薄板又は物品の生産。